

衆議院 第百六十二回国会 法務委員会 財務金融委員会 經濟産業委員会 連合審査會議録 第一号

平成十七年四月二十日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

法務委員会

委員長 塩崎 恭久君

理事 田村 憲久君

理事 三原 朝彦君

理事 津川 祥吾君

理事 山内おさむ君

理事 井上 信治君

左藤 章君

柴山 昌彦君

早川 忠孝君

水野 賢一君

保岡 興治君

佐々木秀典君

中村 哲治君

松本 大輔君

財務金融委員会

委員長 金田 英行君

理事 江崎洋一郎君

理事 村井 仁君

理事 原口 一博君

理事 谷口 隆義君

熊代 昭彦君

小泉 龍司君

田中 和徳君

水岡 洋治君

森山 裕君

渡辺 喜美君

田村 謙治君

中川 正春君

村越 祐民君

石井 啓一君

佐々木憲昭君

平沢 勝栄君

吉野 正芳君

伴野 豊君

漆原 良夫君

大前 繁雄君

笹川 堯君

谷 公一君

松島みどり君

森山 眞弓君

加藤 公一君

辻 恵君

松野 信夫君

富田 茂之君

竹本 直一君

中塚 一宏君

平岡 秀夫君

倉田 雅年君

砂田 圭佑君

中村正三郎君

宮下 一郎君

山下 貴史君

岩國 哲人君

津村 啓介君

野田 佳彦君

吉田 泉君

長沢 広明君

經濟産業委員会

委員長 河上 覃雄君

理事 河村 建夫君

理事 平井 卓也君

理事 細野 豪志君

理事 高木 陽介君

理事 嘉数 知賢君

佐藤 信二君

竹本 直一君

谷畑 孝君

森 英介君

奥田 建君

近藤 洋介君

塩川 鉄也君

櫻田 義孝君

松島みどり君

吉田 治君

小杉 隆君

坂本 剛二君

武田 良太君

平田 耕一君

大畠 章宏君

海江田万里君

渡辺 周君

南野知恵子君

谷垣 禎一君

中川 昭一君

伊藤 達也君

七条 明君

西川 公也君

滝 実君

田野瀬良太郎君

小此木八郎君

富田 茂之君

倉田 雅年君

平田 耕一君

増井喜一郎君

佐藤 隆文君

寺田 逸郎君

舟木 隆君

本日の会議に付した案件

会社法案(内閣提出第八一号)

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八二号)

○塩崎委員長 これより法務委員会財務金融委員会經濟産業委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付してあります資料により御了承願います。

これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山内おさむ君。

○山内委員 民主党の山内おさむでございます。私は、二十一世紀の日本は事前規制型の社会から事後チェック型の社会にどの分野も移行していくべきだと思っています。

特に、この会社法の質疑をするに当たって、やはり投資家あるいは株主は保護しつつも、しかし、しっかりと自由度を高めて経済活動を後押ししていく、そういう法律をつくっていききたいなと思っています。質疑をさせていただこうと思っています。

その具体的な例というのが、例えば最低資本金制度を撤廃するとか、あるいは株券の発行について、旧法よりもより積極的にあるいは適時適切な時期をつかまえて発行できるようにしよう、そういう仕組みを新法でつくっていく。それによって、また経済活動を支えていく、そういう思いがこの改正案の中にあると思っています。

だから、取締役の裁量というのは最大限尊重すべきだと私も思うんですが、しかし、この数年随分事件も起きました。例えば雪印それから三菱自動車あるいはUFJ銀行の検査逃れ、この二カ月ぐらいをとっても、私の子供もカルビーのポテトチップなんか好きなんですけれども、あのカルビー製菓が線虫という虫のついたジャガイモを北海道の農家でつくらせて、それによって検疫制度を逃れて、農家にも今大打撃を与えているという事件もございまして、空から飛行機がきちんと滑走路におりてくればいいんですけども、物体が飛行機からはがれて落ちるというようなことも何回もあるということで、私たちが積極的に会社の経営者あるいは経営判断を尊重しようという思いになっているのに、ちよっと事件が多い。

つまり、事件を起こさない、コンプライアンス、法令遵守、しっかりとやっていきます、そういう仕組みをこの会社法の中にもしっかりと盛り込まなければいけない、そう思っているのですが、政府の考えはどうでしょうか。

○中川国務大臣 企業についての御質問でございますから、私から答弁させていただきます。

企業というのは、言うまでもなく、人的資本あるいはまた資金、そしていろいろな技術、設備等々から成り立っているわけでありまして、企業が独立して経済活動をするということはできないわけでありまして、また、お客さんと取引先とかいろいろあるわけございまして、そういう中で企業の社会性というものはもととあるんだろーうと思いますし、言うまでもなく、つくった製品あるいはサービス等のいわゆる付加価値が、社会に

対して違法であったり、また不適切であったりということはそもそもあつてはならない。

これは、もともと企業に対しての評価にかかわってくる問題でありますけれども、現在におきましては、それ以上に社会に対する責任というものは大きいわけがございますので、雪印それからカルビー、いずれも私の地元非常に関係のある企業でございますが、与えた影響というものは大変大きかったということで、私も関心を持っております。

これは、一部は食品衛生の問題ということで法律違反にもなりますけれども、多分、委員御指摘の面というのは、法律違反あるいは事件、事故といった部分と、もつと根底にあるいはゆるCSRですか、企業の社会的責任という観点からも、最近そういうニュースが多いということであれば、そういういろいろな企業の果たすべき役割というものをきちっと自覚し、責任を持つてしっかりと対応していくのはもう当然のことだろうというふうに思っております。

○山内委員 一つ一つの事件を通じて、そこにどういふ問題があつたから注目を浴びるような事件になつていったのかということ、やはり検証したり反省したりすることが必要だと思つてゐるんです。

例えば、コーポレートガバナンスとかコンプライアンスという片仮名用語がもてはやされるといふか、はつとするような事件というのは、やはり大和銀行のニューヨーク支店の事件だつたと思ふんですね。その支店の従業員が簿外で証券取引をやつて大穴をあけてしまつた。それによつて、会社としても、取締役がしっかり企業統治をしていなかつたんじゃないかということが問われて、株主代表訴訟が行われ、実に八百億とも九百億とも言われるような損害額が裁判所で認定された。

まず、この事件を通して、政府としては、この大和銀行一つをとらえてもいいですし、今の企業を大まかにとらえてもいいですから、どういう点が欠けて、どういう点を直していこうと思つてお

られるんでしようか。

○寺田政府参考人 これは、個々の事件について一般的に取締役が具体的にどうすべきであるかというところは、政府としてはお答えすべきところではないだろうというふうには考えておりますが、ただ一般論といたしまして、このような多額の損害を与えるという不正な会社の行為ということに對しましては、内部での統制ということについて具体的はどういう仕組みができてゐるかということ、やはり会社法の立場あるいは投資家保護という立場からいろいろ考えていただかなければならない問題も含まれてゐるだろうというふうに一般論としては考えております。

○山内委員 銀行は、自分の会社を市場で評価してもらつたということはもちろんですが、人のお金も預かつてゐる商売ですので、やはり一般企業とは違ふ、また特別なそういう取締役あるいは監視役のチェック機能なんかも十分に果たしてもしないといけないと思つてゐます。

この大和銀行の事件を通じて、法務省としては、取締役のそういった監視義務というんですか忠実義務、つまり、株主あるいは投資家に損をさせない、しっかりとした企業をつくらせていく、そういう責任が厳しく認定されたと思ふんですが、どうでしょう。

○滝副大臣 先ほど民事局長の方からお答えをさせていただきましたけれども、基本的には、会社の内部統制と申しますか、そういうような観点から、改めて法務省としても会社法の問題として考えなければいけない、こういうふうには思つてゐるわけでございますし、その中でも、法律的には、特定の会社につきましては社外取締役を置くとか、監査役につきましても、監査役会を設ける会社につきましては三人以上の監査役を設ける、あるいはその半分以上は社外から求めるとか、そういうようなことで、やはり制度的にかなり会社の内部統制という面からの強化を図つていく、そういう流れの中で今回の法律改正も考えてきてゐる、こういうことでございます。

○山内委員 後で社外取締役のことについてお聞きしようと思ふんですが、それ以外でも、会計監査人の範囲あるいは責務を拡大したり、あるいは会計参与という仕組みを新しく導入することによつて、外部からの話を聞く、風通しのよく、透明性のある企業を形づくっていくというような仕組みが今回の改正案で採用されたと思ふんですが、財務大臣そして金融大臣として、こういう仕組みに参入あるいは参画していかれる公認会計士の皆さんや税理士の皆さんに対して、どういふ思いを持ってこれからの企業統治の手助けをしてもらいたいのか、その辺の思いをお聞かせいただければと思います。

○谷垣国務大臣 会計参与の仕組みは、会計に關して専門知識を持つてゐる税理士であるとか公認会計士が、取締役と協力しながら会計書類、企業の書類をつくるということによつて、その正確さを確保していくというのがねらいだと思ふんですね。それで、委員のおっしゃるコンプライアンスであるとか企業統治、外から見てもまた風通しのよいものにしていくことに役立てようということではないかと思ふんですが、私の立場から申しますと、税理士の方々に専門知識を生かしていただいて、企業というものが一般の経済社会の中で本當にいい主体として動いていくということに少しでもお役に立てばいいのではないかと思つております。

○伊藤国務大臣 今財務大臣からお話ございましたように、会計士のようなやはり専門的な知識を持つてゐる方々が会計参与の仕組みの中でその能力というものを遺憾なく発揮していただいて、そして正しい正確な財務書類というものをつくくり上げていく。また、経営においても、そうした情報開示というものを意識しながら、あるいはコーポレートガバナンスというものを意識しながら経営をしていくということは極めて重要なことでありますので、こうした仕組みの導入というのが、今後、企業統治においてもその向上がなされていくことを私どもとしても期待をいたしてゐ

るところでございます。

○山内委員 そういう外部の人たちが会社に入つていつて、本當に自分たちの専門性を生かして健全な企業に取締役と一緒になつてつくり上げていく、そういう仕組みができればいいことだなと私も思います。

しかし、取締役がしっかりしているかどうかやはり最後には重要になってくると思ふんですね。ちよつと細かい話になるかもしれませんが、例えはほかの取締役が会社に物すごく損害を与えようとしてゐるというようなときに、それを発見した取締役がどう行動するのかということがやはり忠実義務とか監視義務違反では問われる問題だろうと思ふます。

取締役は違法、不当な行為をやめろと言ってもやめない、そういうときに、顧問弁護士に相談をする、あるいは、代表取締役がかけ合つて、例えば外部に公表するぞとどすとか、自分の言うことを聞いてくれなくて、最後は連帯責任で自分も一緒になつて何か監視義務違反で問われようにならんじやないかなと思つたらきつぱりとやめるとか、これからますますのコーポレートガバナンスが叫ばれる時代になつてくると、取締役一人がどう行動し判断していくかということが問われると思ふんですが、そのあたりの仕切りというんですか、どういふふうにかえておられるんでしようか。

○寺田政府参考人 戦前の商法では、取締役というのは執行役、執行担当者でございましたけれども、戦後の取締役は、取締役会を構成することを基本といたしまして、その取締役会において取締役相互がお互いに他の取締役の職務の監視を行う、監督を行うというのが一つの重要な取締役の任務である、こういう考え方までございまして、この新しい会社法におきましてもこの考え方が受け継がれておりまして、取締役会の設置がされてゐる会社においては、個々の取締役が相互に、お互いの執行において責任を負つてゐる部分とは関係がなく監督をし合うというシステムになつて

おります。

そういうことです。一人の取締役については違法な行為がある、あるいは不当な行為があるということになります。その取締役は、業務執行の権限外のことについても、これについて監督義務を果たすことで、具体的に申し上げますと、その事実を監査役に報告しなさいいけない、これは新しい会社法の規定でいいますと三百五十七条に当たりますが、そういう義務を負います。監査役は、その後、その行為が違法であるということを確認できずと、差しとめを行うということになります。

また、もう一つの手段といたしましては、取締役会自体を招集いたしました。その取締役会の中で、こういう事実があつてこれはどうも違法に当たりそうだとすることで、その取締役に説明を求める等の調査をする、その結果、取締役会が責任追及をするために具体的な行為に向かう、こういうことになります。

したがって、違法行為というものを発見した取締役の責任は極めて重いというふうに言えると思います。

○山内委員 しかし、取締役がそういう義務に違反した場合には、やはり代表訴訟で判断していただくという機会もふえてくるんだろうと思います。事後チェック型社会を目指すということになれば、やはり代表訴訟制度というのはしっかりと充実したものにつくり上げていく必要があるかと私は思っています。

その代表訴訟制度で、この法律に書いてあることの中で、代表訴訟を制限する規定が盛り込まれました。これは旧法にない規定ですが、訴えを起こす株主が、自己もしくは他人の不正な利益を図り、または会社に損害を加える目的を持つ場合、この場合にはつまりは実体の審理に入らないで、株主代表訴訟としては提起することはできません、そういう法案だと思ふですけれども、これは具体的にはどういう場合を想定して考えられた規定なのでしょうか。

○寺田政府参考人 代表訴訟は、先ほど申しました、戦後の昭和二十五年に、取締役の権限と総会の権限の分配が変わつた際に、株主の権限として設けられたものでありまして、その後、たびたびこの代表訴訟を利用いたしまして取締役の違法行為をチェックするという機能を果たしてまいりました。ただ、この代表訴訟を濫用される方というのは、残念ながらありません。全く皆無というわけはありません。

その場合にどういう手だてがあるかといふと、訴えられました取締役は、これは本来の代表訴訟のあり方からやや踏み越えていて、自分に多大な損害をこうむるということになりますと、担保の提供を申し立てるということがありまして、それは一定の機能を果たしているわけでありまして、ただ、この場合は、あくまで損害の対象というのは取締役を生ずるわけでありまして、問題は、例えば、一番あり得るケースでいいますと、代表訴訟を起して、それについて会社の側から何らかの金銭の支払いを引き出すというような嫌がらせみたいなことが全くないわけじゃない。そういう全体としてみれば代表訴訟を濫用しているケースで、濫用される対象というのは会社であるという場合において、今までの訴権の濫用という構成で退けられることがないわけではありますけれども、これはあくまで一般論でございますし、先ほどの担保提供というような措置というのは必ずしも必ずしもそれに適しない。そういうことから、やや極端なケースを念頭には置いておりますけれども、会社に対して損害が生ずるような場合で、本来の代表訴訟からいいますと濫用に当たるといふようなケースを典型的にここで二つの類型に分けて掲げている、こういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

○山内委員 民事局長、今のは二号も一緒に言われたらと思うんですけれども、私は一号に限定して聞いたつもりなんです。その株主代表訴訟が、本店所在地を東京にしている会社が一流企業では多いと思うんですが、年

間に二十件ほどだそうできて、例えばその中に仮に濫用にわたる訴訟が提起されているとしても、ごくごくわずかだと思ふのが一点。

もう一点は、訴権が濫用であるからということも理由として前もって規制をするというのなら、じゃ、裁判所も今まで、訴権の濫用にわたるような株主代表訴訟についてもほかの訴訟と同じようににまじめにしっかりと審理をして判決まで至つたかといふと、そうじゃなくて、訴権が濫用にわたるような裁判についてはしっかりと認定して訴えを却下してきたりしているわけですよ。

ですから、私も最初に言いましたけれども、事前にいろいろ規制をするんじゃないかと、皆さん、本当に会社に対して不正あるいは違法な行為があつて損害を生じたような場合には、やはりチェック機能を働かせてください、私たち取締役あるいは監査役では不十分なので、株主の皆さんにもそういう権能を与えていきますよというのが株主代表訴訟の存在意義なわけですから、それをがちがちに、前もって規制をします、裁判所は全く取り上げませんよという社会とか仕組みは、やはり私は、はやりの社会じゃないかと思ひます。

しかも、こういうことも私は一号を見ているんですけれども、たとえちっちゃな、自己に利益を得ようとする意図が仮に少しあつたとしても、しかし、大きく見れば、そのことを言うことによつて会社の健全経営につながるという場合もあるわけでしょう。だから、そういう意味でも、この一号の規定というのはすごくあいまいで、代表訴訟を提起しようとする人たちが萎縮効果を生んでいる、生むんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○寺田政府参考人 おっしゃる通りに、一つは、余り事前にがちに規制するのはどうかというお話がございましたけれども、これは裁判所での訴えが起きた後にどう扱うかという問題です。一方では、ルールはできるだけ透明化するという問題もございますので、私どもとしては、でき

るだけ、訴権の濫用という一般論から、必ずしも裁判所に非常に御判断に御苦労をおかけするというよりは、ある種のをやはり類型化して事前にわかるように、それもある限度はございませうけれども、一定の範囲でわかるようにしたいということからこれをつくつたものでございます。それで、おっしゃるとおり、類型が二つございします。第一のものは、一号というふうに今おっしゃつたのは、どちらかというと、その人の行為自体が本来の違法を追及するということではなくて、別の、自分の目的がそれ以外にあるという典型的な訴権の濫用のケースであります。

むしろ委員が御指摘になられましたのは二号の方で、会社は確かに何らかの取締役の違法行為があつた、なかつたかもしれないけれどもあつたかもしれない、しかし、いづれにしても、それを訴訟の場でさまざまな手続をもって論じていくことによる会社の損害が莫大である、こういうことがいかどうかということでもあります。

これは、おっしゃるとおり、なかなか難しい問題がありまして、では違法行為は見逃すのかということ、代表訴訟の機能の一部というものを軽く見ているのではないかと御批判ももちろんあり得ようと思つております。

しかし、この二号についていえば、この条文にもございしますとおり、あくまで著しく正当な利益が害される、あるいは相当な確実さをもって予測されるというふうな要件を積み上げているところ、そういうことから、この範囲内ではおっしゃるような御危機というのは全体の利益からすると薄いと見てよろしいんじゃないかという判断になつてゐるわけでございます。

○山内委員 訴権の濫用にわたる訴えが提起されて、裁判所も迷惑するし会社も迷惑する、だから、その場合には、違法な訴え提起を抑止する効果として担保提供命令という仕組みがつくられているわけ。それから、会社が何か面倒な事件に巻き込まれてしまつて損害が出た場合、あるいは早く事件を

終わろうとした場合には、通常こういう訴訟で余り認められにくい和解という仕組みまで認められているわけですよ。

だから、一定のそういう回復機能というか回復措置というものを法律はほかの条項で担保しているわけですから、私は、違法な訴訟がたくさん起きて何か混乱するんじゃないかというような懸念はやはり持つべきではないんじゃないかなと思います。

それからもう一つは、民事局長が今おっしゃった、概念に絞りをかけているというか厳しくしているのが不安はないかなという方をされたんですけど、これは何ですか。相当確実に予測されるというのはどういうことなんですかね。わからないです。

ですから、こういう法律というのは、読んだだけで、はあ、なるほどなというのが私は法律だと思つて、これに違反してはいけないんだとか、これに該当するから自分も保護してもらえんだなというのが法律だと思ふんですね。だから、そういう意味からすると、あいまいさにあいまいさを重ねたような法律になつていて、代表訴訟が行えない範囲というのを広くしているんじゃないかと私は思います。

こういうことはいんでしょかね。原告が勝訴しても、会社に被告から賠償される額は多くはない、弁護士費用にも満たない、そういう場合に、会社はたくさんお金を使つて過大な出費が出ましたということになると、比較考量されて、代表訴訟は、あなた、だめよというようなことになると思いますし、そういうふうに通つた途端に、みんなが代表訴訟の提起をやめるでしょう。

ですから、私は、健全な会社として永久に存続する、そういう優良企業を育てるために、コーポレートガバナンスというのは積極的に認めるべきだし、代表訴訟制度というのはやはり育ててい

こう、こういう思いが必要だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○寺田政府参考人 先ほども冒頭申しましたように、代表訴訟というのは、株主総会の権限というのがある程度制約されざるを得ない、そうすると一株主ということが、会社の全体の運用、コーポレートガバナンスの観点から見てのさまざまな会社の実情、取締役の行為その他に対してどういう権限を持つかという点で認められた制度でありまして、その重要さというのは、今の会社の運用の全体の中から見ますと決して軽いものではないと思います。

私もそのことは十分に意識しておりますので、平成に入りましてからも代表訴訟の訴額等について相当の配慮をして、代表訴訟を機能するよういけば育ててきたと申しますか、機能不全というものを回復しようということで、さまざまな試みをしてきたわけでありまして。

しかし、その代表訴訟の機能というのが一部で非常にゆがんだ形で行われるということになりまして、やはり株主代表訴訟全体の重要さというものがむしろ傷つけられるんじゃないかという懸念も出てきていることも、これまた事実でありまして、そういう意味で、できるだけ明確化して、裁判所の一般的な訴権の濫用論というものはございませうけれども、もう少しその訴権の濫用論というのをパラフレーズして、規定として置きたいというのが今回の意図でございます。

担保提供、あるいは委員も御指摘になりました和解の制度はございますけれども、それらをもつてはかえりたい機能をこの訴権の濫用による却下というのは持つわけでございますので、それほど適用の範囲というのは広いわけではございませんけれども、しかし、それなりに機能するものということで、全体の代表訴訟の機能をそれあらしめるためにむしろ必要だという考え方でございます。

○山内委員 時間が足りなくて、ちょっと用意していた質問ができなくなつたんですけれども、午

前中の参考人質疑で、私は、各参考人がおっしゃつた中で共通していた話題に社外取締役という言葉が多く出てきたなと思つたんですね。この社外取締役に、多少のお話をお聞きしたいんです。

私も、各参考人の意見を聞いてみると、社外取締役にしっかりと聞いていただいて、中にいて、いわば高給を取つて、自己保身を考えて、できるだけ長くこの会社の役員として残つていたいな、代表取締役を終わつても相談役や顧問や会長としてずっとこの会社に残つていたいな、それが人情でもあろうかとは思ふんですが、やはりそういう人たちに、外部からしつかりと、本当にいろいろな変化する社会に対応できるように会社にしていかなければならぬし、常に自己改革をしていかなければいけませんよというように言う人、つまり、そういう社外取締役がやはり最初に述べました不祥事を正していくために必要な仕組みだと私は思ふんですが、まず、金融担当大臣、どう思われますでしょうか。

○伊藤国務大臣 この社外取締役の問題につきましては、実は、金融審議会の第一部会で今投資サード法をめぐって議論が行われております。その中で、上場企業のガバナンスのあり方について精力的に議論が行われており、また、この議論の中で、ニューヨーク証券取引所の規則というものが紹介をされ、そうしたことも参考としつつ、社外取締役のあり方について意見が交わされたものと承知をいたしているところであります。

金融庁やあるいは証券取引所の社外取締役を含む上場企業のガバナンスへの関与のあり方につきましては、引き続き、投資サード法をめぐって議論の一つとして金融審議会でも議論が行われていくものと考えておりますが、まずは、金融審議会第一部会における議論というものを私どもとして注視していきたいというふうに思っております。

○山内委員 その金融審議会の場に出てくる議論、つまり、敵対的買収に対して適時適切にとれる措置については社外取締役も積極的に判断を加えていこう、そういう仕組みというのは、私は、

そういう議論とか、けさの参考人の意見を聞きながら、なるほどな、いい仕組みじゃないかなとは思つたんですね。

ただ、今の日本の会社というのは、人数合わせというか、取締役を何人用意しなくちゃいけないというふうな法律上なっているものですから、足りないとか社外から呼んでくるのか、どちらかというとか敵対的買収に対して適切な判断を下していこうという能力には到達していないような人もいるというのか、そういう人がほとんどじゃないかと思ふんですが、今後、金融審議会での貴重な御意見なんかを踏まえて、さあ、社外取締役制度を充実していこうと考えるときに、会社法としてはどうか。どなたか。

○寺田政府参考人 会社というのはさまざまな面で役割を持つておりまして、ただ、この会社法と申しますのは、いろいろな会社、銀行も会社でございますし、商社会も会社でございますし、あるいは航空機メーカーも会社でございますけれども、そういうあらゆる会社に共通のルールとしてつくられているわけでございます。

それで、本筋から申しますと、やはり投資家の保護、潜在的な株主の保護あるいは債権者の保護ということを含めて的に会社法としては考えざるを得ないわけでございます。むしろ、会社がどう具体的にいくかということ、個々の会社ごとには株主がいろいろ会社で置かれている環境というものを考えるにあって、こういうことではこの会社はまずい、あるいはこうなつた方がいいという御判断の上に取締役をお選びになり、そういう取締役が会社全体を健全化していくというのが本筋ではないかというふうに思ふわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、一定の会社、つまり非常に大きい社会的な影響が大きい会社、だれでも株主になつて今申し上げた株主がどうこうということを考えるのが現実的でない会社、そういう会社にとっては一定の組織上の強制という

ものもやむを得ない、そういう考え方で全体ができております。

私どもも、社外取締役ということの有用性については、これを評価することによって、例えば委員会設置会社について大きな役割を持つていただいているわけでありませうけれども、これを全体の会社にどう強制するかについては、やはり非常に難しい問題があるかと思ひますし、それぞれの会社はそれぞれの会社なりの社外性というのをもた具体的に考えていくと出てくる問題でございませうので、そういった全体を考えながら会社法としてはこの問題を考えていかなければならないと思ひております。

○山内委員 社外取締役にそれほど大事な責務を負わせるということになれば、今、会社法の中で責任制限が、社外取締役の責任については代表取締役の三分の一でいいとか、とにかく社外取締役はどなたでも入ってきただいいでいい、責任も軽くしておいてあげていませうよ、これじゃ、身をもって、責任を持って敵対的買収に、知識を遺憾なく發揮して適切なことを代表取締役に進言をするという責任感が生まれないと思ひますね。

ですから、そういう甘い部分をできれば断ち切つて、そして、今の会社の中における取締役や代表取締役に對して、それを例えば解任までできる、自分の言うことを聞かなければあなた方を会社の外に追い出しますよ、そういうような力まで与えなければ、本当に敵対的な買収に對処する、そういういい知恵も出てこないと思ひますが、そういうことも検討しながらこの会社法をこれから眺めていくという思ひで、政府としても御検討いただければと思ひます。

それでは質問を終わります。ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、松島みどり君。

(塩崎委員長退席、河上委員長着席)

○松島委員 私は、法務委員会の委員として、先週南野大臣にもいろいろと答弁していただきました。それでは、経済産業委員会の委員でも

ございます、そしてせっかくの連合審査の機会です。南野大臣はもう結構でございますので、谷垣大臣、そして中川大臣、伊藤大臣に基本的なお考えを伺いたいと思ひております。

会社法の現代化、これは画期的なことだと思います。しかしながら、この中に使用人という言葉が随所に出てまいります。私は、この政治の世界に入るまで十五年間、民間企業の社員、朝日新聞の社員をしていたしました。そのうちの八年ほどは経済記者をやっていたんですけれども、自分が使用人と考えたことはございませうし、一般にどの企業の方々も余り使用人とは思ひていらつしやらない、社員とか従業員とか思ひていらつしやないだらうか。ところが、この会社法では、社員というのは合資、合名、合同会社の株主のことを指すようなんです。現代化を進めたにもかかわらず、ここは非常にミスマッチと私は思ひております。

中川大臣はもう民間企業に勤められたことがあるし、伊藤大臣は会社を經營されたり、今奥さんが經營されて、従業員もいらつしやるかと思ひます。谷垣大臣は法曹界におられたわけですが、その色にとつち染まらないうでいられているなと思ひまして、御三方から、この使用人という言葉が会社法に残つていてということについて、御感想を伺いたいと思ひております。

○谷垣国務大臣 確かに、法律は、今に使われている言葉をできるだけ使つていくのがいいという面があると思ひます。

ただ、使用人という言葉も、これは商法の上では、あるいは民法も使われていたと思ひます。随分長い間使われている言葉でありまして、今、社員というのもおつしやいましたね。これは、法律の場合は、やはり明治以来の法制がございまして、改めていかなきゃいけないんですけれども、例えば、社員という言葉は普通の従業員の意味である、こういうふうになりますと、例えば明治の判例なんかを読んだときに何がどこまで判例からなくなつちやうということもあるんだらうと思ひ

ます。

ですから、できるだけ現代化は進めていっていいと思ひますが、他方、そういうような難しいこともある。これは財務大臣として答えているのか何として答えているのかわからないと思ひながら、実は出てまいつたわけでございます。○中川国務大臣 私は、法律家である谷垣大臣と違ひまして、社会人になって五年弱、会社の中で上司から、文字どおり使用人のような立場で仕事をしておりましたので、実感として使用人というのはよくわかりますが、誇りとしては社員であります。

そういう意味で、明治の初めの商法で、構成員を株主もしくは社員と呼び、社員とはそういう合資、合名、有限会社のことをいい、いわゆる会社に所屬している役員、今でいう従業員を使用人と呼ぶというのは、明治の判例との關係においてはそういうこともあるんでしようけれども、やはり現代においては若干違和感があるというふうに思ひます。

○伊藤国務大臣 委員は、使用人という言葉に對する違和感があるという観点からの御指摘だというふうに思ひます。

先ほど御紹介ありましたように、私も今の仕事をさせていただく前は零細なる企業を営んでおりましたので、そうした零細な企業といえどもやはり社員によつて支えられているわけでありませうから、社員がやる気を出して会社を支えてくれないわければ、これは企業として成り立つていけないわけでありまして、その中で使用人という感覚を經營者が持つていたのでは、やはりなかなか企業としての実績というものは上げられないのではないかと。そうした感覚からすると、法律用語として、使用人ということに對しては確かに違和感があるところでありませう。

ただ、一般論として申し上げれば、やはりこの使用人というのはいろいろな法律にも使用されているところでありませうし、また、法令用語については、その正確性ととも、定義の厳格化あるいは

は他法令との整合性、一貫性、こうした観点から、法制局とも相談しながらその用語を選択されてこられているところがあるのではないかとこのように思ひております。

○松島委員 私はやはりおかしいと思ひ続けております。明治の判例との關係でいいますと、我々日本人も、昔の古典を読むときには現代語訳がないと読めないくらいですから、注釈をつけなければいんじやないか、そういうふうにする次第でございませう。これは、今後ともぜひ法務省その他の中で考えていただきたいテーマでございませう。

さて、会社というものの基本にわたります。

おとといまで、九時、十時台にテレビをつけますと、白馬の騎士とかボイズンビルとか、一億三千万人の国民のうち一人何人がわかるのかなどと思ひながら、でも、あれは毎日毎日見ていた人たちが多くいるわけでございます。結果としては、三十二歳の方の行動に對して、若い人たちが協調したり、どきどきわくわくして自分も何かやりたいと思ひたり、そういうふうなことが出たり、あるいは、企業の經營者たちも、自分たちの会社の配当比率、配当を高めるとかいろいろのことをやっていかないと、企業防衛しなきゃいけないという教訓を得たのはよかつただらうと思ひております。

そこで、最近よく言われる言葉、会社はだれのものとか、社会の中で会社はどういう存在なのか、そういうことを思ひめぐらしまして、それで、この九百七十九条にわたります会社法の中で、私が注目している項目が一つあります。大会社における内部統制システムの構築の義務、三行とちよつとで短くて残念なんですけれども、そういうのがございませう。

それで、私、会社はだれのものということを自分でも考えていくと、会社の存在価値というのは、私なりの定義は、お客様に満足していただいた上で、社会に迷惑をかけないで利益を最大限上げる、そして、その利益を従業員と株主に適正に、バラ

ンスよく配分するということだと思っております。そうしたことによって、もちろん税金もしっかり納めて、社会にも責任を果たすことができる、そのように私は考えております。

そういう立場の中で、最近、先ほども、コーポレートガバナンスとかコンプライアンスとか、CSR、企業の社会的責任という言葉も今あるようにすけれども、こういった一連の言葉は、英語というかアメリカ語をそのまま入れてきているので、この言葉をそのまま使うのは私自身は嫌だなというふうに、ステークホルダーというのについても思っているんですが、企業、会社というものを人に置きかえた場合、簡単なことじゃないかと。つまり、人を傷つけたり安全を脅かしたりすることをしちやいけいない、うそをついたりだましたりしちやいけいない。もし、ミスというかちよとした失敗で何か悪いことをしてしまったら、すぐに、気づいた時点で周りの人たちに非を認めて謝って、二度とやりませんと言いなさい。それは、会社にとっても基本として当てはまることじゃないかと思っております。

しかしながら、そうした中で企業の不祥事というのが相次ぐ。きょうも午前中、国土交通委員会で日本航空の社長を呼んでの参考人質疑があったようでございます。日本航空の二度の管制指示違反や長年にわたる整備ミスなどが相次いでわかったからです。それ以外に思い出しますと、三菱自動車や雪印乳業、そして、一昔前になりますけれども、薬害エイズ事件のミドリ十字というふうには、安全を侵したり実際に人を死に至らしめたような事案もあるし、あるいは、うそをついたという意味でいうと、三井物産の一〇〇%子会社がDPFについて東京都に出す試験データを捏造していたとか、食肉などの産地偽装とか、あるいは、金融庁の関係でいいますと、UFJの検査忌避など、いろいろそをついたりもあるわけでございます。もちろん、西武鉄道の事件やカネボウの粉飾決算もあります。そういう一連のことを考えておきますと、大会

社における内部統制システムというのは非常に意味があると思います。と同時に、これも平時のことだけでなく、雪印乳業なんというのは、本当に優良会社だったのが一万四千人の集団食中毒事件を出した。そして、そのときは、停電のときにどうすればいいかという危機管理のマニュアルができていなかったり、あるいは、事故が起きた後、社長にまで伝わるのに九二日近くかかったり、そういうことがあった。そういう危機管理というところと一緒に考えなきゃいけないと思います。

このことについて、大会社の内部統制のシステム構築ということはどうお考えになるか。そしてまた、これについて、現実には何か法務省令で定める体制の整備というふうなんでしょうけれども、法務省令で定めるといって、また法律家が考える仕組みになっちゃいますので、ぜひ、関係している、特に経済産業省や金融庁あるいはほかの、国土交通省も含めて、企業を見ているところ、生の経済、生の企業を見ているところと一緒にやっていくことをつくっていただきたいと思います。そういふんですが、中川大臣、伊藤大臣、谷垣大臣、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 危機管理とか内部統制については、私ども、企業価値研究会というもので三月に取りまとめをしていただきましたけれども、今後の検討課題としても必要な項目だと思っております。そういう意味で、この会社法現代化の法案の主務は法務省でございますから、法務省と、それから実体経済を担当しております私のところとで今後共同で検討していく必要があると思っております。

内部統制、幾らルールを決めても、実際にその会社にいるトップの方、使用人ですか、経営者、従業員を含めて、本人たちの自覚がなければ意味がないことだと思いますので、実体を伴う形できちっとしたものができるようにこれから検討を進めていきたいと思っております。

○伊藤国務大臣 今委員が御指摘になられたように、企業経営において、内部統制でありますとか

あるいは危機管理というものは極めて重要なものであると私どもも認識をいたしているところであります。

まず、コンプライアンスの問題からお話をさせていただきます。コンプライアンスの問題からお話をさせていただきます。コンプライアンスの徹底を図る観点から、コーポレートガバナンスが有効に機能している、このことが不可欠なことであり、私どもが担当している金融機関について言えば、財務の健全性やあるいは業務の適切性を確保するためには、適切な経営管理というものを、そして内部管理体制というものを確立していくことが重要であるというふうに考えております。

こうした観点から、昨年の十二月末に取りまとめました金融改革プログラムにおきましても、金融機関のガバナンスの向上に向けての諸施策を盛り込んだところであります。

また、危機管理の問題でありますけれども、この問題につきましては、私どもとして大変重要な問題だというふうに考えておまして、総合的な監督指針の中にも、危機管理体制については着眼点の一つとさせていただきますところでございます。

○谷垣国務大臣 何を御答弁したのかなと思っております。立ち上がったんですが、私は、内部管理ですね、やはり企業というものが、国会で法律を決めます、そういうものをきちっと守ってくれないと困りますから、そういう法を守って、そして、外部の社会に隠れておかしなことをしないような仕組みをつくってもらうことは極めて大事なことでございます。

ただ、危機管理になりますと、これは財務大臣を離れて一個人として思うんですが、危機管理をちゃんとやるかやらないかなんて国が言うべきことじゃなくて、それぞれの企業で、おやりになれるところはきちっと生き残れるし、できない企業は淘汰されるだけじゃないかというふうな気持ちがございます。

○松島委員 全くそのとおりという部分がございます。

ただ、その危機管理というのが、もちろん企業の生き残りということはそれとおりなんですけれども、しかしながら、それが人の安全にまで影響する。その企業が勝手に市場で開放されるのはそれでいいんですけれども、それで、社会的存在としての企業がやつちやったことで、知らないうちに、つまり、悪いことをすぐ公表してもらえないけれども、そうでなかったら、どんどん気づかないままに、いろいろな人が危機に陥る、体が傷つく、食べ物でもそうだし、それから車やあるいは交通機関でもそうだし、そういう意味では必要じゃないかなと思っております。

今、中川大臣、伊藤大臣からお話ございましたけれども、こういうのをつくるときに、過去のこの事例、この会社、現実には固有の名称は出しにくいかもしれないけれども、この会社のこの失敗の例はこれで何とかある程度救えるんじゃないかとか、この会社のまづいことはこうじゃないかという具体的なイメージをしながら、ぜひ各省力を合わせてやっていただきたいと思います。別話に移ります。

今、株式の持ち合いが減ってまいりました。金融庁においては、金融機関が来年の九月末までに自己資本の範囲を上回って株を持たないようにという法律もつくりましたし、株の持ち合いというのは減ってまいりました。安定株主の割合は、昨年三月末、平成十六年三月末の状況で二四%、これは十年前が四五%でしたから、半分強ぐらい減った十年間で減ってきたわけです。私は、このことは、会社のありようというか、会社のあり方、状況が株式市場で正確、適正に評価されやすくなるという意味でいいことだと思っております。その中で一つ、私はずっとこの一年近くの間疑問に感じて、私自身としては怒っていることがございます。三菱自動車でございます。先ほどの不祥事の中

にも挙げたんですが、三菱自動車という会社は、リコール隠しを長年やってきた、そして欠陥車を世にそのまま放置して、その欠陥車によって二度死亡事故が起きている。そしてそのときも、それこそすぐ謝るわけじゃなくて、運転の仕方が悪かったとか整備の仕方が悪かったとか、人様にお客様に罪をなすりつけたという、罪の中でも本

当に恥ずべき会社であると私は思っております。そして、この三菱自動車は、三菱という名前を冠していなければ、恐らくこの世からも既になくなっている会社じゃないかと私は思っています。二つの市場、それは一つは商品、製品の市場、車の市場であり、もう一つは株式の市場によって

抹殺されるんじゃないか、それが資本主義の正しい状況じゃないかと私は思っています。しかしながら、これを三菱グループで支えるということ、三菱重工として東京三菱銀行、三菱商事というこの三社で支えるということはいかがなことなのか。そして、私が見ている範囲では、経済産業省はそれを望んでいたんじゃないか、割と指導したんじゃないかというふうに見えました。私は、やはりこれはおかしいんじゃないかと思う次第でございます。この三菱グループのほかの三社の株主や従業員にとっても不幸なことだし、そして、三菱自動車というところに企業風土や業種が違ふところからいろいろな人を取締役で送り込んでこられたって、それで経営がきちっといくと私は思えない。

この私の考え方についてどういうふうにお考えになるか、三大臣から、中川大臣それから谷垣大臣、伊藤大臣から伺いたいと思います。

○中川国務大臣 三菱自動車につきましては、去年、本当にいろいろな事故あるいはまたそれに対する対応ぶりについて松島委員御指摘のようなことがあつて、これは企業としての、あるいは経営者としての文字どおり社会的責任、あるいはまた会社のブランド力が必要以上におしめた。まさに危機管理に対する対応が、もちろんきちっと対応したつもりだったと思いますけれども、受け

とめられ方としては逆だったというふうなことは事実だろうと思っております。

そういう中で、企業としてきちっとした再生ができるのであれば経済産業省としても支援をしたということ、再生計画、これも一度、二度変更になったわけでありまして、その背景には、日本の製造業あるいはまた従業員、地域経済、いろいろな経済的な面も我々は考えなければいけないので、戻れるものであればきちっと心を入れかえてしっかりやってもらいたいという気持ちは、産業政策として、一般論としてとるわけでございます。

三菱グループが云々という話については、先ほど、持ち株の解消というか、どんな比率が少なくなっているというのの流れたと思ひますし、それはそれとして、やはり三菱に限って言えば、百年来の、ある創業者の方以来の、ルーツは同じとか、あるいはまたブランドとしても同じとかいうようなことがあつて、そういう人たちがあ

る意味で支援をする。でも、支援をする方も上場企業であり日本を代表する企業ですから、下手な支援の仕方をするれば、今度はそちらの方も社会的な責任あるいは株主訴訟等もあるわけでございますから、そういうことも踏まえながら、しかし、別に三菱じゃなくてもいいんじゃないけれども、特に三菱の場合、三菱というグループの場合には、この会社に対して支援をしていくということに関しては、私は、先ほどから出ておりますいろいろなルールをもとにした上でそれぞれの個々の経営判断だろうというふうに思っております。

○谷垣国務大臣 私は、委員がさっきおっしゃった、欠陥車を放置してそれで被害が広がっていったとか、こういう問題は刑事罰の問題であつたりあるいは損害賠償の問題であつたりするんだと思ひます。

それはそれで適切にきちっと行われなければならないことではあります。他方、その企業がどうなるのか、どうしていくのか。一つは、それでプ

ランド価値を失つた企業が衰退するのかどうかという問題であり、それをてこ入れしようかどうかというのはまたそれぞれの企業の判断で、閣僚として云々すべき問題ではないと私は思っております。

○伊藤国務大臣 金融行政の立場からしますと、やはり個別の問題について言及するということは極めて困難なことだというふうに思っております。

一般論として、株式の持ち合いについて基本的なことを申し上げさせていただくとするならば、やはり株式の持ち合いというのはそれぞれの企業の経営判断の問題であると認識をいたしておりますが、株式の持ち合いに当たっては、ガバナンスの問題等を惹起しないように、そのことについては十分留意する必要があるというふうに考えております。

○松島委員 今、企業の社会的責任の中に従業員というお話がある、私もそのとおりだと思っております。

雇用というものを確保することが企業にとって非常に大きなことであり、私は、新聞記者時代、非常に印象に残りましたことの一つに、三菱鉱業セメント、今は三菱マテリアですが、この前身の会社が長崎県の高島炭鉱を閉山しました。炭鉱というのはずっと閉山の歴史だったんですが、労使ともに、解雇する人々をどうするか、北海道へ移すとかいろいろやつた中で、最後まで力を尽くした労働組合の長が、全部を、全員の身の振り方を見届けた後、自殺されたというのを、そしてそれを会社の社長も悼んでいたというのを非常に思い出します。

今、利益を上げていながら、つまり、利益を出している、場合によつたら増益だ、それにもかかわらず人を減らす会社があるわけです。私は、雇用を減らして配当をふやすというのは悪だと思ひているんですけども、どのようにお考えになるか、最後に三大臣に伺いたいと思ひます。

○中川国務大臣 一般的に、利益が出ればもつと

仕事を拡大したい、そうすると雇用もふえるというのが一番単純というか自然な姿だろうと思うんですけども、今の場合、具体的にどういう会社のことは存じませんが、利益をふやして従業員をカットする、つまり人件費をカットするというのは、ある意味では珍しい例だと思ひます。

他方、アメリカの場合には、配当性向の方にやたらと行つて、利益は目いっぱい配当に回している企業なんというの時々聞くことがあります。これもまた、従業員にとつていかなるものかな、少し社内の方に回したらいいいのではないかと思います。

いずれにしても、そういう極端な例になれば、さっきのコーポレート・ソーシャル・レスポンス・ポリシーみたいな次元の話になつて、あの会社はちよつと、こんなことをやつていいのみたいな議論になりますので、法令遵守はもとよりでありま

すけれども、社会から見た企業イメージ、企業ブランド、企業評価というものもあるでしょうし、その点も含めて、経営者であれば総合的に判断をして、いろいろな方法をとつていく中の一つである。

個別については、私は詳しいことを知りませんが、で一概にいいとも悪いとも言えませんが、極端にそういうふうになっている会社があるとすれば、珍しいケースではないかというふうに思ひます。

○谷垣国務大臣 企業の社会的責任の議論はいろいろございすけれども、私は一番基本は、きちっと利潤を上げて、そして税金を払つていただき、そして雇用を守つていく、維持していく。税金を払つて雇用を維持していくのが企業の社会的責任の一番コアにあるものじゃないかと私は考えております。

ただ、利益を上げてから雇用を減らすのが一概に悪と言えりかどうかというのはなかなか難しいところであつて、いろいろな技術革新とか、人件費がどのくらいあつたら経営が硬直化するかと

だろう、それを全部悪と言うわけにはいかないだろうと私は思っております。

ただ、財務大臣として申しますと、長い間の心配は、企業業績は上がってきたけれどもなかなかそれが家計に波及していかないというのが財務大臣としての悩みでございますから、やはり企業業績がかなりよくなってきたということが雇用者報酬にも向き、そして家計支出も個人消費も力強くなつてほしいと財務大臣としては願っております。

○伊藤国務大臣 利益の問題も含めて、会社と従業員との関係、あるいは他の、株主でありますとか取引先でありますとか、あるいは企業が活動している地域社会、こうした関係というものをどのように考えていくのか、あるいはその全体のバランスというものをどうとっていくのか、これは企業というものであると思いますので、一概にこうだというのはなかなか言えないところがあるうかと思ひますけれども、その中でもやはり大切なことは、利害関係者、ステークホルダー、その全体の利益というものを最大化していく、そのことも大変重要なことの一つではないかというふうに思っております。

○松島委員 どうもありがとうございます。
○河上委員長 次に、谷口隆義君。

〔河上委員長退席、金田委員長着席〕
○谷口委員 公明党の谷口隆義でございます。

先日、法務委員会ではこの会社法の質問をさせていただきましたが、まず初めに、前回質問した折に、どうも私の質問と答弁がかみ合わなかったところがございますので、このことについて質問をさせていただきたいと思ひます。

これは剰余金の分配手続でございますが、今回のこの会社法案、手続の加重要件がありますけれども、これは株主総会の特別決議で現物配当をしてもいいということになったわけでありまして、今まで、我が国の配当は金銭配当しかなかったわけでありまして、今回、この現物配当を認めるということになったわけでありまして。

そのことについて前回お聞きしたわけでありまして、配当可能利益を算出したわけでありまして、これは簿価で算出するわけでありまして、この配当可能利益を超えるような配当をしますと、当然ながら、違法配当ということで取締役が責めに帰すわけでありまして。その配当が、今回の場合は現物で配当を行い得ることになったわけでありまして、この現物が、例えば含みのある有価証券、例えば不動産、このようなものを配当に回した場合に、この含みの分を簿価で配当いたしますと、配当可能利益を超えてしまうといううなことが起こり得るのではないか。

そういう意味で、評価の問題、また商法上どういう規制がかけられておるかということについて質問をさせていただいたわけでありまして、けれども、もう一度この答弁をお願い申し上げたいと思ひます。

○寺田政府参考人 前回、私、多少説明が舌足らずでございましたので、改めて御説明申し上げます。

配当可能利益の計算は、会計帳簿に基づいて作成される貸借対照表に基づくものでございまして、配当可能利益の額が簿価によるということとは、これはその限度ではある意味では当然のことでございます。

しかし、今回、現物配当ということがございまして、そこには当然、委員の御指摘になられたような含み益がある財産というものの配当の対象になるというわけで、その場合には、仮にその時価を勘案すると当然含み益が出て、それは全体の資産を押し上げるわけでありまして、しかし、同様に資本の含み益というものもそれで膨らみますので、結局は、配当可能利益の額の算出においては、差し引きといたしますか同じことになるということ、私どもは、結論としては簿価で配当可能利益を計算するというのを御説明申し上げたわけでございます。

ただ、もう少し視野をいけば広がりますと、会計処理として果たしてそれで皆さんにわかりい

いかという問題を当然考えなきゃいけないわけではございまして、配当財産の時価評価あるいは会計処理をする場合の含み益が、外のものには全く出ないでただ簿価でやってしまつていいのかということとは、これは会計処理上はなかなか問題がございまして。

そこで、現物配当そのものは会社法案で初めて認められるわけで、会計処理の問題をどうするかということとはこれから検討すべき事項でございますので、仮にこの点についての会計基準の動向ということが明らかになりまして、それが、今私が原則として申し上げていることを修正しなきゃならない部分が出てくるということになりましたら、それは、省令委任の点もございまして、その点で対応させていただけるという考えでおります。

したがしまして、原則はそのとおりでございまして、けれども、そういう対応も会計処理上の動向によつては考慮していかなくちゃならないというのは委員の御指摘のとおりであらうかと思ひております。

○谷口委員 この法案の後になるのか一緒にするのかわかりませんが、商法計算書類規則もこれに準じた形で変更されるだろうと思ひますけれども、その際には、今私が申し上げていくことがまたつきまといまして、そのあたりも今局長がおっしゃった中に入っておるんだらうというふうに思ひておるわけでございます。これはまたよろしくお願ひしたいと思います。

次に、今回の会社法は中小企業に大変配慮をされておられるわけで、私はそこを評価しておると何回か申し上げております。それで、お伺いをいたしたいわけでございますけれども、有会社と株式会社との統合ということでございまして。

今、有会社が百八十五万社我が国にあると言われておるわけでございます。この会社法が施行されますと、現行の有会社が株式会社を選択するの、また有会社のままであらうと選択する

のかというこの二つの選択肢があるわけではございまして、いただいた資料で見ますと、株式会社になられる場合と、また有会社に残る場合とで相違点があると。例えば、取締役の任期とか株主総会の特別決議要件とか、株主による会計帳簿閲覧権、決算公告義務、休眠会社のみなし解散とか株式交換、株式移転、こういうところに、有会社と有会社とで差があるわけで、そういう観点で有会社と有会社とでいいという選択をしたところが当然出てくるわけでございます。

そこで、今回の会社法、会社法の内容を見ますと、会社の類型が、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社と、四つの類型の中で組織変更ができ得るということになっております。この中に有会社がないということで、私が今申し上げた有会社を選択されたところはどういう扱いになるのか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○寺田政府参考人 これはややテクニカルな問題で恐縮でございますけれども、結論としては、有会社も、合同会社、合名会社あるいは合資会社への組織変更が可能です。

これはどういう構成になっているかと申しますと、この会社法が成立いたしました施行されますと、現在の有会社はどうかというところ、実態は法的に見ても有会社のままという説明がわかりやすいわけでございますけれども、法律上の構成としては、株式会社のうち特殊なものという扱いになります。

したがしまして、株式会社が合同会社以下の会社に組織変更できるものでございまして、特殊有会社という、本質的には株式会社の特殊なものというものの組織変更後のグループに含まれるということになります。

○谷口委員 今おっしゃったように、特例有会社というような名称のようでございます。

よく理解できましたが、この法案の中で、そういう形の表現ぶりになるのか、株式会社の中に特例有会社があるという形の読み方になるのか、

もう一回御答弁をお願いしたいと思いますが。
○寺田政府参考人 これは、名称としては特例有限公司というところで、商号自体も有限公司という商号をそのままお使いいただいて結構でございます。ただ、会社の性質上何かということをあえてテクニカルに申し上げると、株式会社の中のグループに入る、こういうことでございます。

○谷口委員 わかりました。

その次に参りまして、有限公司が株式会社に移行する場合に、いろいろなパターンがありますけれども、現行の有限公司があつてその資本金がある、この資本金を上回る純資産があるといった場合に、これを組織変更して株式会社に変わったときに、有限公司の資本金がそのまま株式会社の資本金になるんだらうと推測されるわけであります。ところが、現行の有限公司が純資産が現在の資本金を下回るような場合、また、これは本会議でも質問をさせていただきましたが、資本金があつて純資産がマイナスといったような有限公司もございます。このような有限公司が株式会社に移行する場合に当該株式会社の資本金が一体どのようなものか、御答弁をお願いしたいと思います。

○寺田政府参考人 これは、今の特例有限公司から株式会社に移行するときに評価がえられることはございませんで、自動的にそれが変わるといふことはございせん。そのまま、資産の部、負債の部、資本の部の計数が計上されるわけでございます。

○谷口委員 この案が検討されておるときに、市中では、一体どういうようになるのかということを中心配されている方がたくさんいらっしゃると思います。それで私は質問いたしたわけであります。資本充実の原則がここに適用されるのかどうかかわかりませんが、純資産がマイナスのまま果たして株式会社になり得るのかどうかという観点で今質問させていただいたわけでありますけれども、このまま持っていけるという御答弁ですね。わかりました。

今、大変細かい質問をさせていただいたわけでありまして、また初めに返りまして、ちよつと大きな問題を質問させていただきたいと思ひます。先ほどから出ておりますけれども、会社が一体だれのものなのか、また今回の会社法の企業観、どういう形で見ていらっしゃるのかということでございます。

アメリカの企業の中には、ベンチャービジネスを起業いたしましたして、このベンチャービジネスを上場いたしましたして、これは企業価値を高めるということと高株価政策をとる、この高株価をてこにして企業買収を、MアンドAを進めていくというようなことがあります。それで、企業価値が高まった段階でその会社を売却いたしまして懐におさめる。ある一面、これがアメリカンドリームだと言われるようなところがあるわけでございます。

私の問題意識は、先ほどから出ておりましたけれども、会社は一体株主のものなのか、またはステークホルダーのものなのか、こういうことにならるわけでございます。また、債権者保護の立場に立つのか、または投資家保護の立場に立つのか、こういうようなこともございます。

前回の法務委員会の審議のときにも申し上げたわけでありまして、そもそも我が国の商法はドイツ法をベースにした法律でございます。債権者保護の立場に立つた法律であるわけでございます。一方、アメリカの商法、コーポラルローは投資家保護の立場、投資家といふものは、現在の株主も、また将来の株主も含めた形で、この立場に立つておるわけでございます。その影響を受けて、我が国の証券取引法は投資家保護の立場に立つておるわけでございます。

私は、従来から、証券取引法が投資家保護の立場に立ち、商法が債権者保護の立場に立つということと、相矛盾しているところがあるのではないかと申しておつたわけでありますけれども、そういう状況の中で今回法案が改正をされて、債権者保護の立場でやつていらっしゃるということでございます。

それで今、現行商法で申し上げますと、現行商法は、株主の総員が同意すれば何でもできるということとあります。ところが、今回の会社法で一部それがどうも変わつておるところがあります。これを見ますと、違法配当の場合、違法配当をした取締役の財産規制超過部分について、総株主の同意があつても責任を免除することができないというようになっておるわけでございますが、この趣旨はどういうところがこの基になつておるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○寺田政府参考人 委員が最初に御指摘になりましたとおり、今、会社をめぐるいろいろな利害関係の中で、やはり債権者の保護というのは非常に重要な一つの柱でございます。

今回の会社法においても、債権者の保護というのを特に後退させるといふつもりは全くございませんで、むしろ、さまざまな面で会社の内部機構の設計の自由度は高めたわけでございますけれども、しかし、外部の債権者にとっては、やはり有限責任の会社というのはそれなりの仕組みであつてもらいたいというお考えはおありでしょうから、それを反映させたものにしていくつもりでございます。

その一つのあらわれが今の委員の御指摘の規定でございます。これは、違法配当が行われました場合に、配当可能利益を超える部分については、その違法配当に係る取締役等の責任の免除を一切認めない、仮に株主がよいと言つても認めない、こういうことで、規定の趣旨としては、あくまで債権者の利益というものを考えた、その意味での調整規定ということになるわけでございます。

○谷口委員 私は、それは理念を一層明確化することであつて、いいことであると思うわけでございますが、先ほどから申し上げておりますように、債権者保護と投資家保護といった立場が混在しておるところがあるわけで、そこは何とか整理していただきたいと従来から申し上げておつたわけでありまして、

それで、先ほど申し上げましたように、会社が

一体だれのものなのか。株主のものなのか、またはステークホルダーのものなのかといったようなことがあるわけでございます。

先日の日経新聞の「経済教室」を見ておりましたら、慶応大学の榊原氏が、アメリカの株主至上主義に対して一定の限界がある、米国でも今のこのようなやり方に対して揺り戻しが起こつておる、今アメリカ流のやり方が短期の利益を獲得するという行動になりがちなんところもありまして、そこで警鐘を鳴らしておるところがあるわけでございます。

私も日本の国民は、非常に勤勉で、株主のみならず、従業員、また利害関係者、地域住民との間で会社が社会的な実在としての存在感、これを念頭に入れた、皆さんこう思つていらっしゃる方々について、法務大臣の御見解をお述べいただきたいと思ひます。

○南野国務大臣 考えを述べさせていただきます。

株式会社は、本当に純法的には、営利法人として株主の出資によつて成り立つていくということとでございます。これによりまして株主が利益を得る仕組みとなっておりますので、第一義的には株主のものであるというふうにも申し上げることができると思つております。

そのほかに、取締役というものがおられまして、株式会社の利益を最大化するために株主から経営を任されている人でございますので、株主と取締役というのが一体になっていかなければならないわけですが、任されているからといって、取締役の会社ではないというふうにも言えると思つております。

もつとも、株式会社は我が国の経済活動の中核的存在でございますので、その活動が債権者等の利害関係人に重大な影響を与えるという場合も少なくございません。そういう意味から、会社法は、株主だけの問題ではなく、債権者等の利害関係人の保護にも十分に配慮した制度になつて

いなければならないと思います。

その意味では、株式会社は、株主のみならず、債権者等の利害関係の人たちのための法的な仕組みであるという面も整えているものと考えております。

さらに、株式会社は、その経済活動において占める位置から、社会全般にとっても重要な存在と言えると思っております。

○谷口委員 時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○金田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲 委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

きょうは、三つの委員会の連合審査ということですが、合わせて百十四名でありますけれども、まことに残念ながら、人数が少ないようでありまして、もっと真剣にやるべきだということふうに思っております。

日本の企業に現在問われておりますのは、社会的責任を自覚することであり、それを明確にする法整備だと思っております。その場合、重要なことは、企業の存在形態をどうとらえるかということでございます。

トヨタグループあるいは日立グループなど、巨大企業が親会社になりまして、そのもとに多数の子会社や関連会社を系列関係に置いているというのが実態だと思えます。また、持ち株会社のもとに多数の企業がグループを構成している、これが実態だと思えます。

そこで、谷垣財務大臣にお聞きしたいと思いますが、二〇〇二年、平成十四年から連結納税制度というものを導入しておりますが、その理由は、大企業がグループとして存在をしているというふうに見えているからだと思えます。その見方というのは、グループとしての見方というのは財務省としてしっかり押さえているのか。そして、実態として、その結果、連結納税制度の導入によってかなり減収が起きていると思うんですが、幾らかの減収になっているのか。税収が減っているとい

うことですが、その数字、お答えいただきたいと思えます。

〔金田委員長退席、塩崎委員長着席〕

○谷垣国務大臣 今佐々木委員がおっしゃったように、平成十四年度の税制改正で連結納税制度を入れたわけですが、これは、当時、商法改正の分野では企業の柔軟な再編を可能にするようにしようという改正が行われましたし、それから会計の分野では、今おっしゃったことと関係があると思えますが、企業の一体的経営をやっていくという傾向が強まってきましたので、それに合わせた会計の改正がありまして、いわばそれと対応するような形で連結納税制度を入れたというふうに理解をしております。

それで、そういう一体的に経営されているという現実も視野に入れないながら、企業グループを一つの課税単位として考えていくことによって、連結納税制度はそういうことを考えることによって、企業活動にとってゆがみの少ない中立的な税制ということになっていくのではないかとこのようにこの連結納税制度を私は理解しております。

それで、減収という点では、グループ企業各社の所得と欠損を通算して課税する仕組みでありますので、減収がどうしても起きてくるわけですが、平成十五年度実績ベースでこの導入に伴う減収額は約三千四百億円ということであります。

○佐々木憲 委員 大変な規模の減収であります。

そこで、南野法務大臣にお伺いしますが、今の財務大臣の答弁でも明らかのように、日本の企業法制というのは、グループ支配を認め、全体として一体的な経営が行われていると見て、連結会計あるいは連結納税ということを認めているわけですね。つまり、大企業というのは、そのほとんどがグループとして一体の行動が行われていると。南野法務大臣自身、日本の企業法制というのはやはりこのようなグループを前提として成り立つものであるというふうに考えておられるのかどうか、そこを確認したいと思えます。

○南野国務大臣 すべての前提として成り立っているかどうかということについては、そうでない場合もあるというふうに思いますが、会社に関する法制といえますのは、基本的に、独立の法人格を有する単体の会社を前提としているものであります。連結会計制度や、今お話がありました連結納税制度、これは一定の関係を有する幾つかの会社をグループとして取り扱うものである。

したがって、このような制度が適用される限りにおきましては、企業グループが法制上の存在であるということとは、これは委員御指摘のとおりであろうかと思えます。

○佐々木憲 委員 そこで、企業をグループとして見た場合、責任の所在というものがどこにあるのかという点が問題になってまいります。コクドと西武鉄道のように、親会社と子会社、あるいは持ち株会社とグループ企業全体の不透明な関係というものが明らかになっているわけです。企業グループの責任というものが、その所在が問われているわけです。

そこで、法案では、それをあいまにしながらで、経営におけるグループ支配を認め、経営者の自由を拡大する、こういう方向がとられていると思えます。他方で、企業の責任ということになりますと、いや、それは親会社、子会社は別な企業なんだから、こういうことで別扱いをされる。

例えば、親会社の指示によって子会社が不当解雇をする、あるいは不当労働行為を行うという場合、子会社の労働者は直接の雇用関係にないというところで、親会社の責任が問えない、こういう実態になっているわけでありまして。

これはやはり、一方でグループの存在を認めて事実上の減税が行われているながら、他方で、雇用関係でいうと関係ない、こういう物のとらえ方というものはバランスを欠いているんじゃないかと思えますが、南野大臣、いかがでしょうか。

○南野国務大臣 御指摘のとおり、親会社の経営者とそれから子会社の従業員は直接の雇用関係に立つものではないというふうには思いますが、現

行法のもとにおきましても、親会社の取締役がその職務執行について悪意または過大な過失があった場合には、取締役は第三者に対して連帯して損害賠償責任を負うこととされている。この第三者には子会社の従業員も含まれるということでございます。

また、子会社の労働組合に対する不当労働行為の意思を持って親会社が子会社を解散した場合に、親会社の行為を法人格の濫用と認め、子会社解散前に生じた子会社従業員に対する未払い賃金について親会社の支払い義務を認めた裁判例があるということでございますので、先生の御懸念もこの点でもあろうかと思っておりますが、このように、現行法下におきましても、子会社の従業員に關しまして親会社またはその経営者に責任を負わせる法的な枠組みはございます。御指摘のようなアンバランスがあるとは言えないというふうに思っております。

○佐々木憲 委員 そういう答弁ではあります。が、現実には、なかなかそれが機能していないというのが実態でありまして、その点よく実態を把握していただきたいと思えます。

次に、欧米の場合は、親会社と子会社の関係で会社結合法制というものが当然のルールでありまして、親会社の責任というものが明確になっております。今回の改正は、こういう企業結合、会社結合法制というものがとられていないわけですが、これは今後一切検討しないということなのか、それとも、今後、会社結合法制というものを視野に入れて検討していくおつもりがあるのか、その点をお聞かせいただきたい。

○南野国務大臣 我が国におきましても、最近、企業グループの形成が進展いたしております。企業グループに関する適切な規制を行うという観点から、いわゆる先生お話しになられました企業結合法制の整備の必要性を唱えられた声があるというところは事実であらうかと思っております。

しかし、企業結合法制に対する対応といえますのは、これは国際的にもその手法及び内容がさま

さまざまであるということも聞いており、急速な規制強化や制度の創設はかえって企業活動の妨げになるのではないかと、そのようなおそれもあるというふうにも思っております。

他方、我が国におきましては、これまで、親会社の株主による子会社の会計書類等の閲覧請求、親会社の監査役による子会社の業務調査など、企業グループをめぐる問題に対応するための措置を講じてきております。また、会社法案におきましても、株式交換等によりまして完全親子会社関係を創設する場合に、代表訴訟を提起していた子会社の株主が原告適格を失わないようにする措置を講ずるということにしているというふう聞いています。

もつとも、グループ経営の進展に伴う利害関係者の利益の適切な保護は重要な課題であると考えておりますので、今後とも、実務における問題の状況を勘案しながら適切な方策について検討を進めていく所存であります。

○佐々木(憲)委員 検討を進めていく、いろいろなことを言いましたけれども、そういうことです。

それで、アメリカでは、エンロンやワールドコム事件を契機にしまして、不十分ながら、不正を働いた経営者への罰則強化、監査法人への監視の強化、情報開示の強化、こういうものが盛り込まれた企業改革法というものが成立しております。それから、集団訴訟、クラスアクション、あるいはデイスカバリー制度、これはアメリカにおいて、一般投資家が経営者の責任を追及するために有効に機能している仕組みであります。

それが日本で実現しなかった理由であります。これはやはり経団連などの財界団体の要請を受けてそれが盛り込まれなかったのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。

○南野国務大臣 まず、端的に申し上げますと、先生の御懸念は当たっていないんじゃないかなと思っております。

主の権利の行使に関する利益供与の罪などの罰則の強化が行われております。また、平成十三年における、監査役会への半数以上の社外監査役の設置強制ということも行われております。また、平成十四年における、委員会等設置会社制度の導入が行われております。これはソニーなどでございますが、そういった会社法改正を行ってきているというのが現状であります。また平成十五年には、公認会計士等の独立性の強化も図られております。経営者に対する罰則の強化、監視体制の強化、透明性の確保に関する法制の整備、ここら辺も盛り込まれております。

会社法案では、これらの内容がいずれも引き継がれておりますとともに、会計参与制度の創設、また、すべての株式会社に対する決算公告の義務づけなど、さらなる透明性確保の手段も講じているところでございます。

他方、先生がお述べになりましたクラスアクションまたはデイスカバリーの制度は、我が国の法制には存在していません。クラスアクションにつきましては、訴訟を関知しない者に対し、クラス代表者が敗訴した場合の判決の効力をクラスの中で及ぼしていくとか等の問題点があり、また、デイスカバリーにつきましては、手続に費用や時間がかかり、また、嫌がらせや和解を強要するための訴訟戦術として利用されるおそれがある等の問題点がそれぞれ指摘されております。我が国に導入するにつきましては慎重な検討が必要であるというふうなことであります。

○佐々木(憲)委員 今、問題点が多いということ、盛んに指摘されましたが、そういう問題点を指摘していたのが経団連でありまして、ことしの三月二十九日、経団連は、自民党と政策を語る会というものが経団連会館で行われまして、そこで意見交換が行われている。

冒頭のあいさつで奥田会長は、政党の政策評価を参考に、企業が自主的に政治寄附を行う方式を日本経団連が推進していることを説明して、自民党の各種政策への取り組みに対する理解を深めて

いきたいと語った。この意見交換の中で、会社法改正の促進など経済界の要望や見解を述べている。それから、消費者団体訴訟制度に関しては、濫訴防止は重要であり、企業活動が萎縮することのないよう制度の検討を進めていく考えを明らかにした。それから、会社法改正については、代表訴訟制度など、経済界の要望も盛り込んだ改正が進められている。今国会での早期成立をお願いしたい。

これは、経団連が言っているんだから。こういうふうにはっきりと経団連のホームページで紹介をされているわけですね。そういう経団連の要望を受けまして、実際に会社法改正について検討を行い、何度かその要望を聞いた上で、具体的には余り時間ありませんから紹介できませんけれども、こういう今回の法改正につながっているわけでありまして。

ですから、経団連の要望と関係ないと南野大臣おっしゃいましたが、南野大臣は知らないのかも知れませんが、しかし、自民党の政策の中にまさに経団連の要望そのものが入っている、それが今回の法案として出されているということは事実経過からいって明らかであり、そしてまた、アメリカでやられていて当然日本でも取り入れられなければならないものが、そういう中で取り入れられない、いろいろな理由で取り入れられていない、ということが事実だという点を指摘しまして、時間が参りましたので終わります。

○塩崎委員長 午後四時から連合審査会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

午後四時一分開議

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

今回の会社法、大改正ということでございますが、この連合審査、質問の機会をいただきますことを大変光栄に思っております。

今回の会社法では、企業というものの根本の考え方をもう一度一から見直しながら法案を作成したと聞いておりますが、私は、企業のあり方を考える上で、午前中の質疑でも議論になっておりますが、企業統治、コーポレートガバナンスについて、この論点に絞ってお考えを伺っていきいたいと思っております。

まず最初に、これは若干午前中とも重複して恐縮なんです、大事な点なので改めて確認しておきたいと思っております。今回の企業統治の論点の中で、会社はだれのものか、とりわけ上場企業におきまして会社はだれのものなのか、それと同時に、取締役はだれに対して責任を負うのか、この一番大事な論点につきまして基本認識を確認したいと思っておりますので、簡単に結構でございます。法案提出者である法務大臣、そして産業を所轄します経済産業大臣、それぞれから伺いたいと思います。

○南野国務大臣 お尋ねの件でございますが、株式会社は、純法律的には、やはり営利法人でございますので、株主の出資によって成り立っておりますので、株主が利益を得る仕組みとなっております。株式会社があります。お尋ねの上場会社というのは、株式会社でありますので、これも第一義的には、上場会社はやはり株主のものと言うことができます。と思っております。

もつとも、株式会社は我が国の経済活動の中核的存在でありますし、その活動が債権者等の利害関係人に重大な影響を与える場合も少なくありません。そこで、会社法は、株主だけではなく債権者等の利害関係人の保護にも十分配慮した制度になっているというところでございます。

その意味では、株式会社は、上場会社であるかどうかを問わず、株主のみならず債権者等の利害関係人のための法的な仕組みであるという面もあると考えております。

また、上場会社は、一般的に規模が大きく、その経済活動において占める位置から、会社一般にとっても重要な存在と言えると思います。そういう意味では、ブランドと言えるかも知らないというふうにも思っております。

さらに、取締役の役割はどういうものかというお尋ねでございます。

上場会社における取締役の役割についてでございますが、株式会社における取締役は株式会社の利益を最大化するために株主から経営を任されている者でありますので、そういう意味では、上場会社においてももちろん変わるものではございませんけれども、上場会社は、株式が公開されて、しかも頻繁に変わる可能性があるために、株主の交代が少ない非公開会社と比較してみまして、株主による直接の監督が及びにくい面があるということでございます。そのために、会社法案では、経営に対する監督機能を強化するために、上場会社を含む公開会社に対して取締役会の設置を強制しているところであります。

したがって、上場会社における取締役は、取締役会の構成員として、実質的には株主の代表としての性格を持つ立場から、代表取締役を含む他の取締役または執行役の職務執行を監督するという大事な役割を持っているものと存じております。

○中川国務大臣 会社は、商法に基づいているわけですから、法律的に言えば、設立、あるいはまた最高議決機関であり、そしてまた資本金を出している株主のものであるということですから、それだけではなくとまらないだろうというふうにあります。

先ほどの御議論でも社会的な責任とかいろいろありましたけれども、そういう意味で、会社で実際に仕事をしている取締役あるいは従業員、そして、その会社が活躍していくためには、仕入れ先客さんであるとか、そういう方々も、だれのものかということについては会社の存在に関して重要

な存在であるというふうに、これは実態上考えなければいけないだろうと思っております。

取締役は、これもまた法律的に言えば、会社に対して、つまり会社は株主のものだという前提に立てば会社のものでありますけれども、その経営あるいは運営に対して責任を持つという意味であれば、やはり従業員に対しても責任があるでしょうし、お客さん、取引先に対しても責任がありますし、上場企業といえはさらに厳しい基準のもとでいろいろな制約とメリットがあるわけでありまして、より社会的な責任、あるいはまた先ほど申し上げたような意味での責任も、より大きな責任があるわけでありまして。

いずれにしても、会社はだれのものか、取締役の責任はどこに対してかということについては、先ほど申し上げたようなことではないかというふうにも思っております。

○近藤(洋)委員 両大臣とも、第一義的には、上場会社、株式会社は基本的には株主のものであり、もちろん、ステークホルダーとして、顧客なり、当然のことながら従業員なりさまざまな関係者もかかわってくる、基本的には同じ認識だと思っているわけでございます。私もそう思います。

アメリカの二十世紀を代表する経営者でヘンリー・フォード、フォード自動車の創業者でございますが、このフォードさんが自伝の中でこういうことを書いています。「本物の企業は自らの顧客を創造する」というふうに書いておる。資本主義の権化のようなアメリカの、しかもアメリカを代表する経営者の方が、本物の企業はまずは顧客を創造するんだと。そして、次いでこういうことも書いてあるわけです。「企業は、そこにいる多数の従業員の潜在能力の中から、企業を引っ張っていく才能と力とを充分に発揮させたときのみ、成長することが約束される。企業は、企業が生み出す人間の活力と頭脳によって存続する」と書いてあるわけですね。まさに、企業の原点というの、無論株主もあり、しかしながら人もありなのかなというところだろうと思っておるわけであ

ります。

このフォードさんが活躍した時代というのは、まだ株式市場がそれほど発達していませんでしたから、特にそこに重点が置かれたのかなと思っているわけですが、これを現代の上場企業風に翻訳すると、本物の企業は顧客と株主を創造するというふうにかえてもいいのかな。これは両方だろうというふうに思っているわけでございます。

こうした基本認識に立って伺っていきいたいんですが、今回の会社法の改正によって、日本における企業の買収なり合併なり事業再編の環境が整った効果があるというふうに受けとめられております。

そこで、こういった企業の買収、合併などの資本取引が活発になるという、このこと自体は、日本の企業の体質にとつて、そして産業にとつて果たしてよいことなのか。私自身は、基本的にはよいことだと思っておりますけれども、決して悪いことばかりではないと思っておりますが、まず経済産業大臣、いかがお考えでしょうか。

○中川国務大臣 今、近藤委員は資本の移動というお言葉をお使いになりました。MアンドAと言ったり、乗っ取りとか吸収とか合併とか、いろいろなことが実際上あるわけですが、企業、の活力、ひいては日本経済の活力、日本の産業、物づくりあるいは経営、いいものを顧客に物としてあるいはサービスとして供給できるということの競争に勝ち抜いていくためには、そういう資本の移動というものがあることがさらにインセンティブになっていくだろうというふうに私は思っております。

ただ、今まで、つい最近も大変世の中で話題を呼びましたあの最近決着した出来事なんというときにも、先ほどの、会社はだれのものかなんて議論が随分ありましたし、あれについては、私は、法の不備といましようか、逆に言うとな法の盲点といましようか、そういうところの応酬みたいなものがあつて、どちらが正しいんだみたいな善

悪論になってしまったということは、法制度が十分ではなかった、あるいはまた、関係者もまだまだ経験といましようか準備といましようか、そういうものが不十分であつた。

ということは、これからの時代にそういう目的を達成するために、一定のルールあるいはまた其通認識というものを持って、その上で、さあ競争だ、同じルールのもとで、さあ知恵比べ、力比べということが日本経済全体にとつて必要なことであり、そういう前提で、資本移動をしようとする側も、その相手方になる人も含めて大いに知恵を絞る、そしてまた頑張つて日本経済の活力をいいう方向に持っていくだけならば、私としてはありがたいなと思っております。

○近藤(洋)委員 大臣おっしゃるとおり、資本の移動がそれぞれ行われ、それで知恵を絞るということ、緊張感を持ちながら経営者も経営すること自体は決して悪いことではないんですね。

客観的な情勢を言つても、日本は今超々々低金利を続けているわけでありまして、考えてみますと、この超低金利政策の中で極端な金余りが生まれているわけですし、買収のファンドを組成しようと思つたら非常に簡単な地合いができていくわけ、これまた別な観点からも、好むと好まざるにかかわらず、こういう動向が出てくるということだろうと思つております。

また、資本取引の自由化ということについては、経団連も、そもそも自由にしてくれということをお願い続けてきているわけですが、過去において、ちよつとさかのばれば、独占禁止法の改正の持ち株会社解禁も、ぜひ解禁してくれ解禁してくれというのを言い続けてきたわけでありまして、また今回の会社法改正でも、少なくとも前半戦まではほとんどやれやれという旗を振っていたわけでございます。

ところが、ライブドア・フジテレビ買収合戦ということであつた風向きが変わつてきた。変な例かもしれませんが、経営者の方々は、楽しいアドベンチャー映画を見ようと思つて出資して、チ

ケットを出したんだけど、見てみて、予告編が流れたら、何か最後は首をちょん切られるホラー映画だったみたい、この予告編じゃとんでもない、本編はやはり差しかえだというような空気があったのかもしれない。

その意味で、今回の会社法も一つ影響を受けているわけですが、いわゆる三角合併や現金合併を提起した合併対価の柔軟化でございますか、この点について、施行が当初から一年延期されておりますけれども、改めてその理由を伺いたい、法務大臣。

○南野国務大臣 いわゆる先生がお話しになられる三角合併、三角合併を可能にする、もう三角合併が多いのですから……。いわゆる三角合併を可能にする合併対価の柔軟化については、議員御指摘のとおり、一年間延長するということしております。

合併対価の柔軟化自体、これはいわゆる敵対的買収に役立つものではないと認識しておりますけれども、これが認められることにより、合併がより行いやすく、またその前段階として株式の買収を行おうという投資意欲が増大し、結果として企業価値を損なうような敵対的買収も増加するのではないかと懸念が一部に存在いたしました。

そこで、会社法案中、合併対価の柔軟化の部分につきましては、我が国企業が定時総会を開催して、新しい会社のもとで定款変更により買収防衛策を採用する機会を確保するため、その施行を一年間おくらせるということにはいたしました。

○近藤(洋)委員 やはり、伺っていても、いや、三角関係ならぬ三角合併を認める対価の柔軟化を施行しても、何も敵対的買収がふえるわけではなく大臣おっしゃるわけですね。にもかかわらず、一部に危ないというおそれがあるから入れましたというの、どうも理由としておかしいと思うんですね。

この辺は委員長に伺うわけにもまいりませんから、与党の法案の窓口に伺うわけにもいきません

からあれですけれども、相当、必要以上に過剰反応だったのではないかと、必要なのではないかというのをあえて指摘させていただきたいと思っております。

そして、同時に、その必要ないことをあえて気を使い過ぎてやってしまったのであれば、それに応じてバランスをとる必要があるということをごれからの質疑で明らかにしていきたいと思っております。

まず、先ほど中川大臣が、ライブドア・フジテレビ買収合戦によって、やや日本の企業社会が、そういった買収、合併に対しての準備ができていないことが明らかになりましたという御発言がございました。それにあわせて、経済産業省は企業価値研究会を設けて、法務省と合同のもと、企業防衛ガイドラインというものを五月までにつくる予定、私も読みましたが、論点も公開をされたと聞いております。

そこで、まず基本的な話ですが、敵対的買収というものがいわゆる適法かどうかという判断の基準は、どこに判断基準が置かれるものなのかというところ、そして具体的な方策としてはどういふものがあるのかということ、当局の方でも結構です。お答えいただきたいと思います。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。企業価値研究会、三月に論点公開骨子を公表いたしました。その中で、敵対的買収防衛策が適法かどうかを判断します基準として、企業価値基準、すなわち、敵対的な買収提案に關しまして、企業価値を損なう脅威があるかどうか、それを防ぐための措置が過剰でないかどうか、防衛策の是非について慎重で中立的な判断を行ったかどうかといった基準が示されているところでございます。

また、この基準を満たしまして、合理的な防衛策とするための具体的な方策として、防衛策に関する事前開示の徹底、それから委任状合戦により株主の判断によりまして防衛策を解除できるような措置、それから防衛策を維持するか解除するかを取締役の意思決定について、第三者の

チェックですとか客観的解除要件の設定ですとか株主総会の事前承認といった工夫を講じることが提案をされているところでございます。

当省としては、今後論点公開に寄せられるいろいろな御意見を踏まえながら、五月には、法務省と共同しまして、合理的な防衛策に関する指針を策定してまいりたいと考えているところでございます。

○近藤(洋)委員 すなわち、敵対的という言葉がやはり世の中一般の誤解を生んでいると思うんですね。

この敵対的というのは、おっしゃったとおり、企業価値に対して敵対的かどうかということだと思ふんですね。だから、現在の経営者に対して敵対的であろうが、それは関係ないわけで、また、もつて、土足で足を踏み入れる態度が敵対的かというの判断にならないし、いわんやTシャツがという、服装だとか、個人がどうであるか、翻つて、それが企業価値を低めるのであれば問題になるわけでありまして、少なくとも企業価値というものが判断基準であつて、その企業価値に対して敵対的かどうかをチェックする工夫が三つ必要だということをおっしゃいました。

その三つの防衛策の合理性を高める工夫として、第三者によるチェックであるとか、サンセット条項のように解除される条件が決まっていることであるとか、株主総会の承認、この工夫が必要だということをお報告のレポートにも書いております。

そこで、伺いたのですが、この第三者チェック型というのは、この企業価値研究会の論点メモによりまして、「有事における、防衛策維持又は解除の取締役会の意思決定に、利益相反のない第三者が関与する。」というふうに書いていますね。すなわち、この行為が敵対的かどうか判断するのは取締役会である、その取締役会の決定に対して利益相反のない第三者が加わることが大事です。というところでございます。では、この利益相反のない第三者というのはどういう、何を想定されて

れているのか、まず経済産業省、そして法務省にも伺いたいと思ふ。

○小此木副大臣 私が答えをいたします。三月に公表した企業価値研究会の論点公開骨子では、有事の際の防衛策の扱いに關して、取締役の恣意的な判断を排除する工夫の一つとして、第三者によるチェック機能を働かせることが有効であると述べています。

第三者は、経営陣から独立性が高いほど、また、経営判断事項を決定する権能と会社に対して責任を有しているほど合理性が高まると考えられて、例えば機関投資家の支持を集めるためには、社外取締役や社外監査役が防衛策の維持または解除の判断に關して明確に關与することが求められています。

なお、我が国において第三者チェック機能を働かせるために、どのような形で利益相反のない第三者が関与したらよいのか、また、どのような者であれば利益相反がないと言えるのかについては、今後さらなる検討が必要であるかと考えています。

○滝副大臣 利益相反のない第三者ということ、法務省の考え方、こういうことでございますけれども、今小此木副大臣からもお述べになりましたけれども、基本的には社外取締役、こういうことで考えているわけでございます。

○近藤(洋)委員 そうなんですね。現状では、具体的に言えば社外取締役、場合によっては社外監査役というものが第三者になるわけですね。

ところが、実際は、日本の企業の場合、この社外取締役の実態が、利益相反のない第三者かどうか、極めて疑わしいと思わざるを得ないんですね。まず、そもそも社外取締役を置いているのは上場企業の三割ぐらいしかないというところが一点。しかも、その大半は取引先の企業さんであつたり親会社であつたり、グループ会社の幹部、取引先の金融機関なわけですね。

これは、私の事務所の方で会社四季報をばあつと見て調べたので、どこまで正確かどうかは別に

して、三菱金曜会、三菱グループを見てもみると、大体二十九社あるんですが、二十九社のうち、社外重役を置いているのは二十三社ありました。二十三社ありまして、社外重役は全体で三十四名、そのうち二十三名がグループ内ですね。すなわち、七割がグループ内の人、兼務でありました。住友グループ、住友グループ広報委員会所属の約四十社であります。ここでも、社外取締役の方は、八割の方がグループ内でありました。

こういうことでありますので、果たして独立性がどこまで担保されるのかというところでございます。

今回の法務省の新会社法では、社外取締役の要件については、その企業と雇用関係がない場合という、ここだけを定めておまして、これは前回の旧法をそのまま踏襲しているだけなんです。果たして、この会社法の改正で社外取締役が客観的な機能を果たせると思われているのかどうか、法務省の見解を伺いたいと思います。

○滝副大臣 社外取締役ににつきましては、委員御指摘のとおり、これまでの、平成十三年に議員立法で導入された社外取締役、その考え方を踏襲いたしております。

したがって、そういう意味では、現在あるいは過去においてその会社の取締役あるいは子会社の取締役でなかった者、こういうようなことでございますけれども、もう一つそこに要素として入ってきますのは、当然のことながら、社外取締役というのは会社のいわば執行役にはなっていないわけですから。そういうようなこともあって、一応、利益相反のない第三者、こういうような考え方をとっているわけでございます。

しかし、いざにいたしましても、委員御指摘のとおり、グループ内で非常に多い、そういうような運用上の問題はありますから、私どもとしては、十三年にでき上がったところで、数合わせという御指摘もありますけれども、今のところ、そういうようなことで運営されてきているということでございますので、問題は、本當に

利益相反のない第三者、こういうようなことに改めてもらっていく、こういうことがこの制度の運用としては一番大事な問題だろうと思っております。

○近藤(洋)委員 言葉でございしますが、これは、実態、グループ内でこれだけいると、およそ利益相反がないとは言えないと思うんですね、グループの中です。取引先も、三菱商事と三菱重工と三菱電機という、極めて取引がクロスしているわけですね。それで客観性が保てるのかというのは、極めて問題だと思うんですね。

株式の持ち合いというのは、バブル崩壊後、金融界のまさにある意味で金融処理の過程の中で、一種副産物として持ち株というのは随分なくなつたと午前中の審議でも御指摘がありました。株式の持ち合いはなくなつたけれども、役員は持ち合いは一層続いているんですね。役員が持ち合っていれば、株式は持ち合わなくても、結局機能は同じなわけでございます。

こういうことでは、はっきり言って、適性に対して極めて疑問があると言わざるを得ないわけでありまして、まあいいです、法務省の法令としてはしないというのであれば、先ほど企業価値研究会の話がございましたけれども、ガイドラインなり、こういうものがあるべきかということをごとこで示さなければいけないと思うわけでございしますが、経済産業大臣、経済産業省としてはどうでしょうか。

まさに、どのような形で利益相反のない第三者が関与したらよいか、また、どのような者であれば利益相反がないと言えるのか、「更なる検討が必要」とちゃんと研究会に書いていますから、さて、具体的にどういう要件が必要だとお考えなのか、お答えいただきたい。

○中川国務大臣 敵対的買収に対抗するための正当な手段として、取締役会プラス社外取締役、社外監査役という役割を果たす、それを近藤委員はきちっとしたらいいのではないかという御趣旨だろうと思います。

実態としては、今の金曜会等々の話のように、社外取締役というのは、もちろん取締役会の下請ではございませんけれども、ある意味では、金曜会などというのは、冷静に緊張感を持って社外取締役にお願いしているというよりも、お互いにグループ同士の結束を深める手段として、資本関係がだんだん少なくなつてきている中で、人的な、私は、ある意味では、これは近藤委員とちよつと考え方が違うかもしれませんが、グループとしての、特に、いわゆる長い百年以上続いているグループについては、やはりグループ意識とかブランドのもとでの共通意識というのは強いわけでございますから、そういう意味での社外取締役、社外監査役ということも実態としてあるんだろうというふうに思います。

ですから、これは結論からいうと、各企業の経営判断で、やはり経営者がきちつと自己規律をして、利益相反にならないようにきちつとすれば、万が一のときにも裁判でも勝てるということになるわけですが、それをチェックする機能として三つ、先ほど副大臣から答弁いたしました。その中の一つとして、社外取締役にきちつとしたチェック機能を与えるということに制度化することかどうかについては、まさに企業価値研究会の五月に向けての中で、現状、あるいはまた、あるべき姿に本當に社外取締役がなれるのか、あるいはそんなような人がなつてくれるのか、つまり、チェック機能ということになると、やらないと今度は社外取締役の責任問題みたいなことになりまして、常にそういう問題についてチェックをしなければいけないという義務的な部分があります。強くなりますので、適当な人がきちつと責任を持つて、また自覚をなさっていただければいいかという議論もあります。

また、具体名を挙げていいんでしょうか、有名な日本を代表するブランドメーカーなんかは、委員会を設けてきちつとした形で、常駐的な形で社外取締役が経営のかなり重要な部門についてチェックというアドバイスというか、関与をして

ている企業もございしますから、これから検討して、どういふ方向にするか、議論を進めていきたいと思っております。

○近藤(洋)委員 だけれども、これは大事な問題だと思ふんですね。敵対的買収可否かの判断というのは非常に難しいことだと思うんです。何が敵対的なのかというのを判断するのは、最終的に裁判所に駆け込めばいいじゃないかというわけですが、裁判に一つ駆け込むのは私は合理的だとは思わないので、やはり合理的な判断が下される土壌は必要。

社外取締役が、現在の日本において、取締役市場というか、人材市場というのがなかなかないというのも実態としてありますので、一概に紋切り型に入ればいいとは思いませんが、しかしながら、残念ながら、私は別に三菱グループに恨みがあるわけではなくありません。私の家内は三菱企業に勤めていた人ですから、別に恨みはないんですが、少なくとも、例えば三菱グループも社外重役の全員がグループで固めているわけですね。これはひどいではないかということでございます。

しかも、エクセレントカンパニーと言われていて三菱がそうであれば、いわんややというところで、金融なんというものはとひとひです。そういう役員は持ち合い構造というのは、ここはやはりしつかりすべきだと思ふわけでございます。

そこで、午前中も議論になりましたが、私も土曜日の日経新聞の朝刊一面頭を見て、おつ、金融庁もたまにはいい政策をやるのかなと思つてびっくりしたんでございます。社外取締役を義務づけという新聞の記事が出ておりましたが、金融担当大臣、いらしていただいておりますけれども、この記事の真偽については午前中もお話したのたので結構でございますが、今後の方針として、金融庁としても、こうした上場基準という形で、法令ではない、ガイドラインだちよつと経済産業省としてもなかなかやりにくいという部分があると思うんですね。一つの上場会社の少なくとも構えとして、こういうものは必要であるというのは

考え方としてあり得るのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊藤国務大臣 金融庁もたまにはいいことをやるなどというようにお話でありましたけれども、金融行政の信頼性というものをしっかりと確立しなければいけないと、委員の今の御指摘を踏まえながら決意を新たにしております。

先ほどの答弁の中でお話をさせていただきしましたように、この議論は、現在、金融審議会の第一部会で投資サービスの議論をいたしております。その中で、上場企業のガバナンスのあり方でありまして、あるいは、ニューヨーク証券取引所の規則というものを参考にしながら、社外取締役のあり方について意見が交わされていたわけでありまして。

今後、金融庁でありますとか、あるいは自主規制規則を持っている証券取引所が、その規則の中で、社外取締役を含む上場企業のガバナンスへの関与のあり方、こうしたものについては引き続きこの審議会の中で議論がなされていくものと考えておりまして、私どももいたしましては、こうした金融審議会の議論というものを今後注視していきたいというふうに思っております。

○近藤洋委員 注視をされるということでございますが、これは大変大きな影響を与えると思うんですが、実際に入るとなると、恐らく経団連は猛烈に反対するでしょう、大変なことになりますから。全部に上場基準の一つの要件とすると、これは大変なことになる。ですから、金融サービスの部会でこの御議論をするというののもちょっと、果たしてその舞台として正しいかどうかはよくわかりませんが、相当覚悟を持って入れないとなかなか大変なのではないかと思うんですね。

頭出しとして厳しく出して、実現は途中までという手法なのかどうか知りませんが、いずれにしても、きちんと考えるのであれば相当な覚悟を持っていかないと、今回の会社法の一年延期のように、未来永劫この話は消されるという懸念も受けるわけでございます。大変な影響を与えると思うんですが、

すよ、実際にやろうと思えます。ですから、政治でそれなりの覚悟を持たなきゃいけないと思うわけでございます。

こういった社外重役の点というのは、これから企業経営のあり方、何も敵対的買収の局面だけでないと思うんですね。あらゆる経営にとって取締役会の緊張感というのは重要だと思っております。

事ほどさように、不祥事を起こした企業の役員会を見れば、やはり役員会の緊張感がなかった、独裁が続いていたというのがほとんどなわけでございます。それから、企業のあり方を考える意味でも、社外取締役ないしは独立した取締役の存在というのは、日本なりにどういふものが正しいのかというのは政治のリーダーシップを持って考えるべきだと思っております。重ねて、金融担当大臣、いかがでしょうか。リーダーシップを持って、法務省、経産省、一緒に連携をとって議論を取りまとめようという御決意はありませんか、この問題について。

○伊藤国務大臣 ガバナンスを向上させていくというのは極めて重要なことでありますし、また、委員がその難しさ、あるいはこうした議論を進めていくに当たって政治的なリーダーシップが非常に重要だという御指摘がされたところでありますけれども、投資サービスの議論の中でも、これはさまざまな観点から議論していく必要がある、会社法と証券取引法との関係、あるいは自主規制規則を持つ証券取引所が、その規則との関係の中でガバナンスに対する関与というものをどのように考えていくのか、海外の事例というものを踏まえながら引き続き議論をしていくということでありまして、私どももこうした議論というものを注視していきたいというふうに思っております。

資本市場の発展のためにも、私どもとしても、関係省庁と緊密に連携をとりながら適切な対応をしていきたいというふうに思っております。

○近藤洋委員 こだわらなければならないんですが、会社法の改正で、合併対価の柔軟化について

一年間先送りしたんですね。そこをおびえる一部経営者、自信のない経営者の声に押される形で一年間先送りをされた。だとするならば、やはり緊張感のある取締役会をつくるという制度を政府としてこの一年間に形づくる必要があると思うんです。僕は、金融サービスの部分で議論する話じゃないと思うんですね、この話というのは。

まあいいです、どの審議会でもやっても、成果物によれば。ただ、これはまさに法務省、そして実際に産業を所管する経済産業省も含めて、独立した取締役は何か、社外取締役が何か、そして、今の日本の現状においてどういふものが可能なのかというのを一年以内にきちんと示していくべきではないかと思うわけでございます。

そうでないと、今回の会社法は、結局、そういった圧力に屈して、政府は本来あるべき姿を曲げたんだ。ということとは、結果として、やはり日本というの是不透明だよね、わけわからないよねと言われて、これは長い目で見ると、私は、今回のライブドア、フジテレビもああいふ形で、株価がどう反応するかですけれども、だんだんそういう形で日本全体の信用が失われていって、最終的には日本に投資が少なくなるといふこともあり得ると思うので、やはり、それぞれの企業がしっかりとガバナンスができる体制を整えるということ、ぜひこの一年以内につくるべきだと思うわけでございます。

四大臣いらつしやいますけれども、一番産業がわかっていらつしやると思っております中川大臣に、一年以内にこの問題にきっちりけりをつけて、少なくとも社外重役のありようをちゃんと政府として示されたいかがでしようか。

○中川国務大臣 近藤委員のおっしゃっている趣旨は、私は大変理解ができるし、同じ考えだと思っております。冒頭申し上げたように、日本の企業がきちと競争力を持ってやっていく、社会的な信用、ブランドを高めていくためには、当然、企業の内部統制あるいはコンプライアンス等々、社会的責任等々が要求されるわけでありまして、そういう

緊張感を持った経営をするために、取締役を初め、特に経営陣がきちとやっていくことによつて企業が健全に発展をしていくということは、極めてそのとおりだと思います。

ですから、取締役内部できちと自己規律ができればいいわけでありまして、他方、取締役は株主訴訟みたいな恐ろしいものもございますので、そこは慎重にやっていかざるを得ないことになるんではないかと思っております。

それから、敵対的買収という場合のその敵は一体だれなのかとか、だれにとつての敵なのかとか、その辺の議論ももう少し煮詰めないと、敵対的買収、そしてそれに対する防衛策というものが、もう少し我々も作業をして、またこの委員会の御議論を通じて煮詰めていかなければいけないというふうに思っております。

それから、企業価値とは一体何ぞやという問題もこれまで難しい問題があつて、企業価値と時価総額のギャップでもって三角合併なんかができやすいとかできにくいとかいうことで、今日の経済界は大変神経質になつていっているわけでございますので、今御指摘のあつたことも含めて、もちろんこの法律が成立させていただいた、そして施行するまでにはきちとしたものをつくっておかないと、企業はそれこそ法のまたすき間みたいなことで不安になるので、時期を決めて十分検討しなければいけないことだと思っております。

○近藤洋委員 社外重役の件についても、一年をめどに頑張っていくということを受けとめさせていただいて、また、それぞれこの法案、さまざまな問題点があるというのを、また機会があればチャンスをとっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○堀崎委員長 次に、村越祐民君。

私は、財務金融委員会の委員として、この会社法、連合審査会の質疑に立たせていただきましたと思っております。

さて、先日、郵政民営化に関して、自民党執行部が政府との交渉について執行部一任を取りつけて、二十六日にも法案を提出するという報道がなされていきました。

私は、先日、四月の七日、代表質問でこの会社法の質疑に立たせていただいて、その際にもお話をさせていただいたんですが、郵政民営化の問題というのは、私はすぐれて会社法改正の問題と絡んでくるんじゃないかというふうに思っています。ですが、今のところ、いろいろ新聞なんかを見ていても、郵政民営化の話が出てくる中で、残念ながら、民営化するに当たってどういう株式会社形態、株式会社化するのか民営化するのかという形が、会社法の文脈の上で全く語られていないんじゃないかというふうに私は思っています。民営化を語る上では、会社法改正の議論を平行していくことが私は大事じゃないかと思っています。

そういった中で、会社法の改正というのが非常に重要な法案だということで、経済産業委員会あるいは財務金融委員会と合同で、まさに連合してこの審査が行われるということなんですが、これまでの議論を伺っていると、残念ながらいまだに縦割りで、先ほど南野大臣は三角関係とおっしゃいましたけれども、まさに経済産業省あるいは財務省、またがって議論しなければいけないのに、三角関係の三すくみで有機的な議論が行われていないんじゃないかと私は思っています。

この会社法の問題に限らず、今の政府の政策の積み上げ方というのは、方向性だけ決めて詳細は後で決める、後は野となれ山となれという方針で、いいかげんな議論がなされているんじゃないかと思つて、非常に私は憂慮をしています。例えば、具体的には、後ほど詳細に触れますが、一円会社の恒久化の問題であったり、あるいは会計参与の問題であったり、結合企業法制の問題であったり、確実に複数の部門間でまたがる問題なんだと思います。そういったところが詳細に議論されていないということを、私はこの質疑を通じて浮

き彫りにできればと考えております。

差し当たって、四月七日の私の本会議での代表質問の南野大臣の御答弁を踏まえた質問と、それから、その先日の代表質問で積み残した論点に関して、二段構えで御質問させていただきたいと思っております。

まず中川経済産業大臣にお伺いしたいと思つていますが、いわゆる最低資本金制度の撤廃について、一円会社の恒久化についてお伺いをしたいと思つていますが、平成十五年の中小企業挑戦支援法、いわゆる一円会社制度について、大臣は先日、私の質問への御答弁の中で、二万二千社が起業をして、その中で四万人の雇用が生まれたんだ、そして二％ぐらいの女性起業家がいらつしたというふうなお話をされていました。そうだとしたら、つまり一社当たり二人の雇用を吸収していることになりまして、二万二千社が起業したという中で、この人たちが満足いく給料を払つて、あるいは給料を得ているというふうなきちんとした企業の体裁を今なしているのかどうか、実態はどうなのか、大臣、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

○中川国務大臣　そもそも、今御審議いただいている法律で資本金については制限がなくなるわけでありまして、この一円起業、つまり株式会社、有限会社、最低資本金以下でもいい、つまり極端に言えば一円でもいいという特例を設けたのは、日本の経済がデフレに直面し、非常に停滞し、そして経済発展の一つの大きな指標といましようか、活力の大きなポイントであります起業、業を起す活動、それから廃業する数を比べた場合に、ここ二十年ぐらい廃業をしている数の方が多い、つまり、日本の経済は縮小しているという一つの典型的な事例だと思ひます。

そういう意味で、最低資本金の特例制度というものを設けたわけでございまして、起業時に一千万とか三百万とか必要ありませんよ、一円でもいいですよというところに私は非常にメリットがあつたんだらうと思ひます。ですから、今おっしゃ

られたように、去年の時点で二万社を超え、四万人の雇用、一円起業は一千社を超えるということがあります。

その後、スタートした後の次の問題点として、ではすべてが満足しているかというところ、四割近い方は特に経営上問題はないとおっしゃっておられますけれども、僅差の第二位として、やはり資金面とかそれから営業面、どこに売つた方がいいのかとか、そういった問題を指摘されている方も多いわけで、これはある意味では当然と言うと怒られますけれども、とにかく業を起して、それに対して、それだけでも大変な商法上の特例になるわけでありまして、次にそういうことが予想されるわけで、これはベンチャー一般に言えることだと思いますけれども、そういう意味で、新事業支援とか新事業創造支援とかいったいろいろな諸制度はとっております。

御質問に対して申し上げれば、特段問題なしというのと、資金面、営業面でちよつと困つていられるというお答えをする方が多いというのは事実でございます。

○村越委員　今まさに大臣がおっしゃつたように、非常に多くの起業家の皆さんがアンケートの中で資金難という問題があるというふうにお答えになつていられるというのは、私は非常に大きな問題なんじゃないかなと思つています。

なおかつ、これは平成十五年にスタートをしたわけで、最初、五年間を想定されていた。そうだとすると、平成二十年になつたときに、この一円で起業された方々には、本来非常に高いハードルが課されていたんだと思ひます。つまり、確認有限会社を目指す方々であれば五年以内に三百万たぬなさい、確認株式会社を目指す方々であれば一千万たぬなさい、五年間でその額をたぬれなかったら強制解散しなければならぬという非常に怖い措置が待っていたかと思うんですが、その五年後どうなつていたか、まさに中川大臣がイニシアチブをとつておやりになつたこの政策の、

言つてみれば適否の検証がなされないまま、恒久化によつて全部チャラになつてしまふんじゃないかと私は思ふんですね。

言つてみれば、これはちよつと諸先生方にはわかりにくい話かもしれませんが、我々ファミコン世代で、ゲームで遊んで育つた世代なんですけれども、ある主人公を操作して強い敵をやつてくつてしまふと、もうえいといつて、最初からやり直してしまふといつてリセットボタンを押すということをよくやつたわけなんですけれども、言つてみれば、こんな状況なんじゃないかと思ふんですね。もつとわかりやすく言えば、例えば将棋とか囲碁をされる諸先生方いらっしゃると思うんですけども、旗色が悪いとか定跡から外れているという理由で、手で将棋盤をこちやこちやに途中で直しまふ、それでチャラね、最初からやり直そうよというふうなものじゃないかと思ふんですね。

要するに、この一円起業というのは特別法として、テストケースとしてやつたわけですね。その結果が出ないうちに、一般法として会社法を改正してしまつて、全部なしよというのには非常にずるいんじゃないかというふうには私は思ふんですけれども、その点、大臣いかがでしょうか。

○中川国務大臣　御趣旨はよくわかります。ただ、五年過ぎて、本当に一円から始めて、一生懸命頑張つて、本なりに順調にいっているのに、三百万、一千万クリアしなかつたから、さあ強制廃業というのもある意味ではかわいそうなので、したがって、今回の法の趣旨というのは、企業活動を資本の移動も含めて活発化しようという趣旨で会社法の現代化の御審議をいただいているわけですが、その中にこれを取り込んだというところは、やはり業を起さしやう。これは一円からの話ですけども、一般論として、日本というのは、一たん会社をおかしくしてつぶしてしまうとなかなか立ち上がれない、再チャレンジ、再々チャレンジができてくれないという

ことについて、法務省の方で破産法の改正などというの去年やりましたけれども、その一環として、再チャレンジしやすい。

あるいはまた、私手元に御質問が来ると思って急遽用意した例なんというのは、御婦人の方たちの例二例が手元にありますけれども、家庭にいながら花屋さんをやったり、あるいはまた子供服の輸入、販売をやったりというような、子育てをしながらちよつと会社をつくるという成功事例も結構あるわけでございますから、そういう意味で、検証しないということは、御指摘のように無責任だと思います。しかし、五年たつてから、あなたは惜しかったね、二百九十九万までたまったのに、あと一万でがしやん、これもまたかわいそうな話でございます。

したがって、しかるべき時点で、この制度がスタートする直前ぐらいに、最低資本金の特例を得た企業が、一体どのぐらい起こつて、どのぐらいうまくいって、そして卒業していったのか、あるいはまだ順調に続いているのか、あるいは事業そのものがうまくいかなかったのかということ、を、せつかく特例として効果があると思っておりますので、きちつと総括をして御報告したいと思います。

○村越委員 そういった総括ができれば、ぜひ資料をいただきたいと思ひます。

子育てをしながら花屋さんを起業されたとか、そういう具体的なイメージが思い浮かぶお話をされると非常に私もひるんでしまうんですが、ただ、逆に一般論として、三百万円とか一千万円という額をためない会社が、果たして社会的に評価されるのかどうかという問題はあります。と思うんですね。

そこから先の話はちよつと、伊藤大臣にお越しいただいてるので、ぜひ伺いたいと思うんですが、南野大臣はあのとき、諸外国の動向なんかも踏まえて、要するに世界的に最低資本金のハードルというのはなくす方向にあるんだというようなお話をされましたけれども、日本の金融の実態と

して、果たして三百万円、一千万円ためられない起業家を評価する土壌がもうでき上がっているのかどうか、私は非常に疑問なんです、それがそういう人を信用するのかと。

つまり、包括根保証の問題とかさんざん経済産業委員会でも議論されているようにですけども、個人保証もなし、それから、純粹に事業計画だけを評価して、起業家の資質だけをひたすら見きわめて、ある企業に金融をする金融機関が、直接金融だろつと間接金融だろつと、一体今どれだけ我が日本社会にあるのか。つまり、日本の金融の実態と今回のこの法制度の整合性というものが私は出てくると思うんですね。その点に関して、伊藤大臣に御答弁をいただきたいと思ひます。

○伊藤国務大臣 お答えをいたします。

委員から、日本の金融の実態と今回の新しい制度の整合性についてお尋ねがあったわけですが、一般に、金融機関が融資を実行するに当たっては、借り手企業の財務状況でありますとか、あるいは資金使途、そして返済財源等を的確に把握して、さらに、今委員からもお話がございましたけれども、目さきの能力というものを上げて、融資先の技術力、販売力、成長性等や、事業そのものの採算性、将来性というものをかんがみて、そして適切な審査を行うことが求められているわけでありま。

また、金融機関は、与信管理につきましても、債務者の現況の把握でありますとか、貸し出し要件の履行状況、事業計画の遂行の状況、こういった債務者の実情に合った適時適切な管理が求められているものと考えております。

さらに、銀行におきましては、適切なリスク管理を行うことは銀行の業務を行う上では当然の責務でありますので、実際にもそのための体制構築がなされているものと認識をいたしているところであります。

こうしたことから、貸出先企業につきましては、最低資本金の規制が撤廃されたからといって直ちに金融機関の融資行動が変化するととの関係に立つ

ものではないと考えております。

○村越委員 つまり、先ほど中川大臣がお答えになつていましたけれども、何回でも挑戦できる社会とか失敗した方々に優しい社会、そういう人たちの金融機関がちゃんと評価して融資するという金融の実態というのは多分まだないわけで、制度だけ先につくつちやたらんじやないかという印象がどうしても私はまだあるんですね。そういうところに関して、やはり金融庁だつたり財務省扱つていかなければいけないんじゃないかと私は思つています。

中川大臣と伊藤大臣はここまでで結構ですので、ありがとうございます。

以下、ちよつと南野大臣と谷垣大臣に御質問をさせていただきますと思ひます。

要するに、今回の法改正で、機関設計が選択肢が非常にふえるということが一つ目玉としてあります。それによつて、株式譲渡制限中小会社であったり株式譲渡制限大会社、幾つか類型がありますから、非常に混乱をするんじゃないか。特に、会社法に關して余り知識のない中小企業の経営者の方々なんかは非常に混乱すると思うんですが、そういったところに対してどういった手当てをしていくのかという趣旨の御質問を四月七日に私は南野大臣にさせていただいたんです。ホームページでアピールをする、あるいは印刷物による広報による積極的宣伝をしていかれるというふうに御答弁されているんですけども、やはり今私が申し上げたとおり、すべての会社の経営者が会社法に対して精通しているわけではないですし、ホームページとかなんとかで広報活動をするという対応では甚だ不十分なんじゃないかというふうには私は思つています。そういったホームページとかなんとかを通じて広報活動をしてどんな実績を得たことがあるのか、過去に実績があればぜひお答えをいただきたい、教えていただきたいと思ひます。

やはり今のところ、郵政の話というのは非常に

いろいろ出ていたり、政府も非常に宣伝をされているので国民の意識というのは高まっているのかもしれないんですが、この会社法の改正に関しては、非常に大事な問題であるのにもかかわらず、腰の据わつた議論がなされていないというふうな印象を私は持っています。ですから、もつと積極的な取り組みが必要なんじゃないか、現場の混乱を避けるためにはそういったことが求められると思うんですが、その点、もうちよつと具体的に伺いたいと思ひます。

○南野国務大臣 先生御指摘のとおり、これから広報ということとはとても大切なことだというふう

に思つております。積極的な広報活動に努める必要があるということは真つ先にお答え申し上げます。

そのための手段といたしましては、この前も御報告いたしましたように、ホームページへの掲載だとか、ポスター、パンフレット等々印刷物の配布ということをお願いしましたけれども、さらに、各種雑誌への解説、これはもう皆さん、専門家がいられますので、その専門家がちゃんと自分の解説をした形で執筆していく。それから、主要都市での説明会の開催等を行うほか、やはり実際に制度を利用する企業関係の団体等の協力を得て周知徹底を図つていこう、自分たちのことだということ図つていこうということも大切なことであると思ひます。人が広報してくれるからいいのではない、自分もそれに乗つていこうという積極性がやはり欲しいのではないかな、そのようにも思つておりますし、本法律につきましても、さまざまな施策を講ずることによって内容の周知徹底がなされるということですが、これが不十分であれば、一生懸命頑張つていききたいというふう

に思つております。

○村越委員 では、タウンミーティングみたいな形で、大臣が積極的

本当にいいと思っていますので、そういう活動がまさに必要なんじゃないかなと思っていますんですが、いかがですか。

○南野国務大臣 それが効果的であると思うならば、いろいろと検討してみることも必要かなと思っています。

○村越委員 本当に、中小企業の経営者の方々、必ず混乱されると思いますので、そこはぜひお願いをしたいと思っています。

次に、敵対的買収への手当てについて伺いたいんですが、先日の代表質問の中で、大臣はLBOに対する規制は行わないという答弁をされました。ただ、このLBO規制に対する回答というのは、資金調達面一般に関するものだったと思うんですね。通常の企業の資金調達と買収対象企業を担保とするLBOとは明確に区別が可能かと思っています。それでもそのLBO規制をすることは不可能なんでしょうか。

また、友好的な買収のための資金調達を困難にする弊害がLBOにはあるんだという答弁をされていたけれども、友好的買収のためにLBOが過去に用いられたことがあるのか、もしあったとすればお答えをいただきたいと思っています。

○南野国務大臣 先生の御質問にすべての確かかどうかはわかりませんが、そもそも、企業の買収は必ずしも企業にとってマイナスであるとは限らないということがございます。かえって企業価値を高める結果になる、そういうものをもたらす買収も存在するのではないかと考えております。友好的な買収のためのLBO、これにつきまます資金調達に関することを困難にするということに対して議論のあるところであろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、LBOにつきましてもは、行為規制をすることには慎重であるべきものと考えております。

○村越委員 敵対的買収に対抗する手段というのは、勢い経営陣による制度の濫用の危険性ははらんでいると思います。言ってみれば、だめな経営

者が自己保身のための便法にするおそれがあると思うんですけども、こういったことに対するチェックはどうやって行われるんでしょうか。

○南野国務大臣 お尋ねが、敵対的買収防衛策についてであろうかと、また、チェックについてどのようにするかということであろうかと思っています。

敵対的買収に対する防衛策は、基本的には各会社その事情に応じてみずからの判断で採否を決めるものである、自分たちのものは自分たちで考えていこうということに目をつけてほしいと思っております。

また、会社法案における敵対的買収の防衛策、これは種類株式を用いる場合を初めていたしまして、定款変更を必要とするものがほとんどであろうというところでございます。したがって、定款変更のための株主総会が必要となりますので、多数株主の意見を無視して買収防衛策を導入することはできないであろう、まず株主総会でいろいろな御意見を出し合うということが必要なことであらうというふうに思っております。

また、取締役会の決議のみで発行可能な、話題になりました新株予約権を用いた防衛策につきましても、専ら経営陣の保身を図って実施した場合には、裁判所で違法と判断されるものとなると考えられます。この前も判断されたと思います。

さらに、違法と判断されない防衛策であっても、濫用的な防衛策については、株価が大幅に下落することによりまして市場から厳しく評価されることになるだろうというところでございます。

このような敵対的買収防衛策の濫用につきましても、さまざまな形でチェックが行われるものと考えております。

○村越委員 それでは次に、ちよつと郵政民営化のことにしてお伺いしたいと思います。竹中大臣は、民営化に伴う会社の組織形態に関して、最適な機関形態を選択する、各会社の目的、営む事業等の性格、ガバナンスのあり方に応じ、経営判断によつて最適なものが選択されるものと考えているというふうに答弁されました。

西川副大臣にお伺いしたいんですが、最適な機関形態というのはどういうものなのか、およそ二十パターンあるというふうに資料があるわけですが、効率性を重視するのか、それとも暴走を抑止していく観点を重視するのか、こういった点を重視して、どのような機関形態を選択することをお考えになっているのか、ぜひお伺いしたいと思っています。例えば、委員会等設置会社を選択した場合、非常に多くの社外取締役が必要になって、これから民営化の中身を詰めていくときに非常に膨大な時間がかかっていくというふうに思うんですけども、現時点でどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思っています。

○西川副大臣 以前にも竹中大臣が申し上げたところでありまして、今回の郵政民営化後の株式会社社の先生お尋ねになりました機関構造の問題でありますけれども、特別な規制を設けることは予定しておりません。でありますから、会社法等の一般的な規制を受けることになるわけでありまして、各会社の機関構造については、経営判断によつて最適なものが選択されるものと考えております。

したがって、郵政民営化後の株式会社社の最適な機関構造は何かについては、政府として判断を示すことは適当でない、こう考えております。

○村越委員 全然よくわからないですね。二十通りあるといつても、恐らく民営化後の郵政の形というのは、まず間違いなく公開大会社にカテゴリー化されるわけです。公開大会社の類型というのは、これは二通りしかないわけですね。特別な規制を設けないというふうにおっしゃっていますが、会社法の射程には必ず入ってくるわけですから、この二通りのうちのどちらかになるわけですね。それすらも検討していないという状況なんではないでしょうか。

○西川副大臣 国会会の提出を目指して今法案策定を準備中であります、この内容についてどういう形になっているかということは今申し上げるのには適当でない、こう考えております。

○村越委員 民営化しないのであれば別に問題にならないのでそのまま先に進もうと思うんですが、仮に本当に民営化をするつもりがあるのであれば、当然これはその根幹にかかわる部分なんだと思います。それすら答えられない、決めているない、検討中というのは本当に甚だ理解に苦しむところでありまして、早速民営化を断念された方がいいんじゃないかと私は思います。

これ以上ここで議論してもしょうがないので、ちよつと時間を押してまいりましたので、先に進みたいと思います。西川副大臣、ありがとうございます。これで結構です。

我が谷垣大臣、ちよつとお待たせしてしまいまして、本当に申しわけございません。我が大臣です。会計参与制度に関してお伺いをしたいと思います。

会計参与を入れるかどうかは任意なわけですね。差し当たって税理士の皆さんと公認会計士の皆さん、どちらかを会社が指定することができるようになると思うんですが、この会計参与の制度というのは、公認会計士の皆さんにフォーカスしたもののなか、税理士の皆さんにフォーカスしたもののなか、どちらを想定されているのかということですね。

要するに、この制度は差し当たって税理士の皆さんを対象に考えておられるのかどうかということですね。職能集団としての税理士というのはやはり国税庁であり財務省の管轄になるんでしようから、この会計参与の問題に関しては、ぜひ財務省なり国税庁が、ぜひ大臣がイニシアチブをとって積極的に財務省と連絡をとって関与していくべき問題なのではないかというふうに私は思っています。

ぜひ御答弁いただきたいと思うんですが、じゃ、仮に税理士の皆さんを差し当たって想定した制度であるのであれば、これも私の代表質問で御答弁いただいていることなんです、どのように具体的に税理士の皆さんに周知徹底、働きかけをしていけるのか、御答弁いただきたいと思っています。

○谷垣国務大臣 私が会社法を勉強したのは大分前のことでございまして、そこにおられる松野委員と同じく勉強したんです。松野委員はその後ずっと勉強を続けておられると思うんですが。

ただ、今委員がおっしゃった税理士を対象としているのか公認会計士を対象としているのかというの、これは、法務大臣がおられるのに横から出てこういう表現をしていかどうかはわからないんですが、それぞれやはり、公認会計士も自分の職域を開拓したいというお思いをお持ちであつたと思いますし、それから税理士の方もそういう気持ちをお持ちであつた、長い歴史があつたように思います。

そういう議論をいろいろ経た末に、こういう会計参与制度という形で、主としてやはり中小企業だと思ひますけれども、取締役と一緒になつて、そういう会計制度に対する知識を十分發揮していただいて財務書類をきちつと的確なものにする、こういうことだろうと思ひますので、これは南野大臣に御答弁いただかなきゃいかぬことだと思ひますが、私は両方を対象にした制度だと思ひます。

それで、税理士についてどうなるのかということとでありますけれども、今申しましたような背景がございまして、税理士会としてこれは積極的に周知徹底して、税理士の皆さんに自分の専門的な技能を發揮していただくような働きかけを当然されるだろうと私は期待しております。そして、私どもは、国税庁、税理士会に深い監督官庁でございまして、当然その際に私どもも手伝いをする必要があるならば積極的にやらせていただいて、税理士の専門的知識が中小企業の会計水準が上っていくことに少しでも役立つように我々はやるべきではないかと考えております。

○村越委員 この制度を定着させていくために、こういったインセンティブを考へておられるのか。つまり、任意ですから、よくわからなければ、だれもこの会計参与を入れないという事態も出て

き得るわけでして、既に、いろいろなマスコミなんか、雑誌なんか見ていると、非常に責任が重いかから余りやりたくない、大変だというようなことも雑誌なんか書かれていっているわけですね。

例えば、会計参与を雇用した際に、その報酬を一定程度税金控除、税控除できるようにするとか、そういった優遇措置がないと、なかなか定着しない、会計参与を置くメリットというものを経営者の方々に感じてもらえないんじゃないかというふうに思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 これは任意でやつていただく制度でありますから、それぞれが御自分の会社にとって機関設計として何がいいのかというのを御判断いただくべきものですので、そこで税の優遇措置をとつてインセンティブをつけるというような性格のものとは私は必ずしも思ひます。

あくまで本道は、こういう制度の趣旨を、例えば先ほど法務大臣が趣旨を周知徹底させるように努力するという御答弁がございましていただけれども、例えば中小企業の相談にあずかつておられる商工会議所とか商工会であるとか、それぞれ勉強されて、関係の企業に周知していただくことが必要ではないかと思ひますし、また、税理士みずからがやはりそういうことを勉強されて、今まで随分企業とのおつき合いがございましたと思ひますから、積極的にその役割を推し進めていただくというようなことがやはり本道ではないかと思ひます。

○村越委員 時間が押してまいりまして、いっぱいお聞きしたいことがあるんですが、結合企業法に關して、次にちよつとお伺ひしたいと思ひます。

完全親会社の株主が完全子会社の取締役に對して責任追及を行へるその旨の規定が、現行法上もないですし、今回の改正でも予定されていないという事です。これを、親子会社が別個の法人格を持つてゐるから別の問題なんだと形式的に判断するのではなくて、實質的に子会社の取締役に對

してきちんとした牽制を行へるようになる必要があると思ひつてゐるんですが、この点、南野大臣、いかがでしょうか。

つまり、いわゆるU.F.J.問題のように、三菱東京フイナンシャル・グループに対してU.F.J.銀行が重要事項の拒否権条項つき優先株を發行したというふうな事例だつたと思ひますが、そういった際に、完全子会社の取締役にミスを完全親会社の株主がチェックできないというのは非常に問題なのではないかというふうに思ひます。

端的に言へば、こういった問題は、うさん臭い問題は全部子会社にやらせてしまへ、カネボウの粉飾決算のこともそうすけれども、借金は全部子会社に押しつけるというふうになつてしまふかと思ひます。こういった問題をクリアせずには結合企業法を語ることはできないんじゃないかと私は思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○南野国務大臣 先生のお尋ねは、どのようなチェック機能が必要であるかということの御趣旨だと思ひます。

本来、取締役に對する監督は、その株式会社のほかの取締役や監査役が行うべきであり、また、これらの役員の選任及び解任を通じて、その株式会社の株主が行うのが原則であると言われております。この点は、完全親子会社間における子会社の取締役に對する監督につきましても変わるところはございません。したがって、完全子会社の取締役に對する監督につきましても、一義的には、完全子会社自身、すなわち親会社の取締役等が行うことになるものと考えられます。

もつとも、子会社の取締役が適切に業務を執行するかどうかという問題は、その株式を保有する親会社の財産状況にも大きな影響を与えるものでありますので、本来、監督すべき立場にあると考えられる子会社の他の役員や親会社の役員のほか、親会社株主による子会社取締役に對するチェック機能も重要であるというふうに思ひつてい

るところで。

○村越委員 時間が参りましたが、いろいろ積み残しがあるんですが、最後にちよつと一点だけお伺ひしたいんです。

株主総会の招集地に關する規制を撤廃する規定が盛り込まれることになつてゐるかと思ひます。そうした場合、恣意的な開催地の設定によつて株主に不利益が生じた場合の弊害防止措置をどのようにお考へになつてゐるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

つまり、固有名詞を出していいのかわかりませんが、この規定を盛り込んだ場合のメリットとして、例えば、ユニクロという会社、ファーストリテイリングという会社は、非常に日本的、世界的な企業になつてゐるのにもかかわらず、山口県山口市に本社がある。こういう企業が、資本家のためにあるいは資金調達のために、株主総会を東京でやるということは非常にいいことだと思ひます。ところが、ある企業が、何かことは暑いから、南極で犬ぞりに乗つて株主の皆さん集まつてくださいますかというのをやられると困るということがあるかと思ひますが、こういったことに關してはどのようにお考へなのでしょう。

○南野国務大臣 先生がユニクロとおっしゃつたので、何か山口県を懐かしく思ひ出しました。長い間帰つておりませんが、これは別な話でござい

ます。

近年、株主総会の開催場所といたしまして、株主の利便性を考慮するなどの観点から、株式会社の本店所在地以外の場所、今先生がおっしゃいましたいろいろな地域で株主総会の開催場所として用ゐる株式会社が增加してゐるもの、これはいろいろとどのように承知いたしてゐます。

そこで、今回の改正では、招集地が限定されてしまふことによりまして発生する不都合を回避するため、定款に別段の定めがない場合には株主総会の開催地を限定しないことといたしました。

もつとも、開催地を恣意的に設定して株主の利益が害されるおそれがある場合には、定款で一定

の開催地を定めることが可能であります。一部の株主を排除するために、現に著しく不都合な場所を恣意的に開催地としたような場合には、株主総会の取り消し事由になり得るものと考えております。

以上です。

○村越委員 ちよつといろいろお聞きしたいことがあつたんですが、時間が参りましたので、これで終わります。

最後に一言だけ。大臣、何か物の本で読んだんですが、イギリスなんかでは、法務大臣、司法長官をアトーニーゼネラルと言うそうですね。これは国王の最高の法律顧問ということで、国を代表して、重要な事件のときは何か裁判に出てきたり、あるいは政府に法律的な助言を与えたりする法曹の頂点に位置する非常に重要な役職であるというふうなことを伺っております。

大臣は、医療とか看護で非常に経験をお持ちで、その点に関しては私は非常に敬意を払つてきょうも質疑に立たせていただいているんです。ですから、若干御専門が違うということは私もわかつております。ただ、やはりそういう非常に重要な役職についている方ということで、きちんと、また政治家としてビジョンを持つて、方向性を打ち出して、この会社法の改正の議論にも当たつていただきたい。

非常に重要な問題ですので、これは、一つの国会でさつと審議をして通すということではなくて、いろいろな意見がありますから、きちんと慎重に、慎重に議論をしていただきたいということをちよつと重ね重ねお願いをしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○塩崎委員長 本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十六分散会

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
は法務委員会議録第十一号(その二)に掲載

〔参照〕
会社法案

平成十七年五月二日印刷

平成十七年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F